

会 議 録

会議の名称		第 1 回 第 2 次つくば市緑の基本計画策定委員会		
開催日時		令和 6 年(2024 年)10 月 4 日(金) 開会 13 : 00 閉会 15 : 10		
開催場所		つくば市役所 2 階 職員研修室		
事務局 (担当課)		建設部公園・施設課		
出席者	委員	野中 勝利委員 (委員長)、藤井 さやか委員 (職務代理者)、 上條 隆志委員、栗田 英治委員、藤田 直子委員、宮本 麻子委員、和穎 朗太委員、坂口 暁詩委員、常國 悠香委 員、田中 伸子委員、三石 満智子委員、富田 剛委員		
	その他	つくば市長 五十嵐 立青		
	事務局	山田 正美建設部次長、木村 幸弘建設政策監、山口 嘉宏 公園・施設課長、林 敦史公園・施設課長補佐、飯村 隆係 長、関川 隆太主任、金谷 あゆみ主任技師		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	6 名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) つくば市の成り立ちについて 現行計画の目標水準及び達成状況について (2) 新計画の策定方針 (案) について (3) 現行計画の計画期間の延長について (4) 今後の進め方について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次	1 開会 2 委員紹介 3 委員長・職務代理者選任			

第	4	あいさつ
	5	議事
	6	その他
	7	閉会

1 開会

司会

定刻になりましたので、ただいまから第1回 第2次つくば市緑の基本計画策定委員会を開会いたします。

委員の皆様にはお忙しい中、策定委員会に御出席をいただきありがとうございます。

委員紹介に先立ちまして、本策定委員会の概要を簡単に御説明いたします。お手元の「第2次つくば市緑の基本計画策定委員会設置要項」を御覧ください。

本策定委員会は、都市緑地法第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「第2次つくば市緑の基本計画」の策定に関して意見を聴くために開催するものです。

外部委員12名及び建設部長で構成し、任期は本計画策定までとなります。

続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

2 委員紹介

事務局

本策定委員会の初めての会議ですので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

〔委員紹介〕

続きまして、本日出席しております事務局職員の紹介をさせていただきます。

〔職員紹介〕

3 委員長・職務代理者選任

司会

次に、本策定委員会の委員長の選出及び職務代理者の指名を行います。

事務局

委員長の選出及び職務代理者の指名でございますが、設置要項第5条に、委員長は委員の互選で選出し、また、職務代理者は、委員長の指名によるものと規定されています。

どなたか御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

委員

事務局から推薦案などありますか。

司会

事務局の推薦をという御意見がありましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局

平成27年度に「つくば市緑の基本計画策定委員会」の委員長を務められた委員を推薦したいと思います。

司会

事務局から委員の推薦がありました。ほかに推薦がなければ、委員の皆様の御承認をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

司会

ありがとうございます。委員の皆様の御承認をいただきましたので、委員長を委員にお願いしたいと思います。

次に職務代理者の指名につきましては、委員長の指名となっておりますので、委員長から指名をお願いいたします。

委員長

委員を指名したいと思います。

司会

委員長の指名により、職務代理者を委員にお願いしたいと思います。

委員長、職務代理者は以上のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは委員長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

委員長

緑は、御存じのように公園や緑地などを言います。また、いわゆる土地利用のみならず、気候や生態環境、あるいは、人の生活や暮らし、地域社会など、あらゆる事柄が施策に関わってきます。その意味では重要なインフラということになります。

委員の皆様の方からは、専門的な立場や経験、または市民の立場から、英知を結集して、実効性のある計画作りに努めていきたいと思います。また、そのための円滑な議事運営に努めて参りますのでよろしくお願いします。

4 あいさつ

司会

委員長、ありがとうございました。

続きまして、市長から御挨拶を申し上げます。

市長

今、委員長からありましたように、緑が都市に持つ機能は、本当に多様なものですが、都市の文脈や人間都合だけで話をしてはいけないと考えています。今ある自然や以前からあった自然をどのような良い形で残していくかということも含めて、緑と都市との共生が求められているんだと思います。

私が常々、これからどのような形でグリーンシフトを起こしていくのが重要だと思っています。グリーンニューディールという言葉が流行った時期もありましたが、どのように緑を基軸にして、市民生活も豊かにし、雇用も生み出

していくか、様々な生命や生物も含んだグリーン自体を守っていくか、ということが問われているのだと思います。

その一つの象徴が、例えば洞峰公園です。洞峰公園協議会の準備会でキックオフのイベントを行い、たくさんの方に来ていただきました。また、先週、洞峰感謝祭イベントにも行きましたが、本当に多くの方から、洞峰公園を守ってくれてありがとう、洞峰公園と自然を残してくれてありがとう、と言われました。そのくらい市民にとって、今、洞峰公園の持つ生物多様性も含めた価値があるのだろうと思っていますので、共生サイトなどにも登録を順次進めていきたいと思っています。洞峰公園に限らず、都市やつくばにある様々な緑とまちの価値の相乗効果を目指したいと思っています。

市役所の目の前にある新都市中央通り線という道には、木が1本もなく、私は、非常に居心地が悪く感じています。この道は県道ですので、市が勝手に植えられませんし、茨城県は植える方針がないということですが、茨城県と交渉して、市が費用を負担するから植えさせてくれないか、という話をこれから始めていくところです。これから積極的に緑を増やしていかないと、基本的には減る一方ですので、このままではネイチャーポジティブは実現しないと思っています。従来の枠組みにとらわれずに、都市の中にどのように緑・森を作るかという視点を持ちながら、活動を起こしていく必要があると考えています。様々な課題がありますし、開発が進む中で我々が何を残し、何を開発しながらでも持続可能にし、そして、発展していくかを、皆さんと一緒に考えたいと思っています。この委員会の議事録は、一言一句残らず読み、気になる発言などあれば確認し、私自身も委員の1人くらいの気持ちで力を入れて取り組んでいきたいと思っていますので、ぜひよろしく願います。本当にありがとうございます。

司会

ありがとうございました。市長でございますが、他の公務が重なっております。

してここで退席となります。

〔市長退席〕

それでは以降の進行につきましては、設置要項に基づき、委員長に議長をお願いすることになっておりますので、よろしくお願いいたします。委員長におかれましては、委員長席へ御移動をお願いいたします。

委員長

それでは、会議次第に基づき議事を進めてまいりたいと思います。

議事に入る前に、まず本日の委員出席数について事務局から報告をお願いします。

事務局

本日の委員会は、委員数 13 名のところ、12 名出席しておりますので、要項第 6 条第 3 項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

委員長

次に、本日の会議の公開について、事務局から報告をお願いします。

事務局

本日の委員会については、つくば市情報公開条例第 5 条各号に規定する不開示情報を含まないため、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第 3 条に基づき公開といたしますことを御報告いたします。

なお、傍聴される方におかれましては、配布いたしました「傍聴に関する注意事項」を御一読いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

委員長

只今事務局から報告がありましたとおり、本日の会議については公開となりますので、委員の皆様の御了解をお願いします。

また、傍聴される方におかれましては、「傍聴に関する注意事項」を遵守していただきますようお願いいたします。

それでは議事に入ります。

5 議事

委員長

まず1件目「つくば市の成り立ちについて」及び「現行計画の目標水準及び達成状況について」事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

委員長

それでは只今、事務局から説明がありましたが、このことについて、委員の方から御質問、御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。委員、お願いします。

委員

丁寧に資料をまとめていただいて、緑の変化の状況などはよくわかりましたが、いくつかもう少し検討できると良い点と、あと少し議論が必要な点をコメントします。

一つ目が、地区に分けて考えることです。つくば市の成り立ちは地区ごとにかなり違いますし、広域で緑の状況も違うので、地区の区分を分けて考えることは非常に重要だと考えています。

学園地区に関して、今回は特に宿舍の廃止の状況や公園のお話がありましたが、研究機関や大学の緑も非常に重要な緑の要素であり建設から50年以上経つところがある中で、緑大きく育ちすぎたことに伴い維持管理が大変になってきていることや、緑に手を加えだしていることなど、様々な課題が出てきていると感じていて、緑の減少も起きていると思います。一方で、維持が難しくなってきているところを良い形で継承するにはどうしたら良いのかということは、多分、研究機関も悩んでいるのではないかなと思います。

都市計画側では地区計画で緑地帯などを大通り沿いなどに確保していますが、その緑をどうしていくのかというところは次の計画の大きな課題だと思

うので、そこに言及しておく方が良いと思いました。

また、同様に学園地区だと公園のリニューアルの例をいくつか紹介いただきましたが、やはりどこもリニューアルが必要で整備から 40 年 50 年経っている中で、そこをどうするのかということを、量の視点だけでなく質の視点で考える必要があると思います。

街路樹も含めてですが、高経年樹木と言えば良いのでしょうか、植えてから長い時間が経って大きくなっているものを、そのまま大事に保全することももちろん重要ですが、一方で他の地域では枝が落ちてきて事故になることもあるので、こういった大きな長い時間も経っている樹木をどう維持管理するのかは課題として取り上げる方が良いと思いました。

最後に 1 点ですが、田園地域のところに関しての小規模な変化というところが、市街地の開発地に近いところでおそらく住宅が進出する動きと大きく連動している部分があるので、そこをもう少し丁寧に分析しても良いのではないかと思います。また、農地についても量だけを見ても判断が難しいと思いましたので、実際に農家の皆さんがどういう状況にあるのかなど、担い手と緑の関係を含めて検討すべきではないかと感じました。

委員長

事務局からコメントできますか。

事務局

緑の維持管理や質の視点は、重要な視点だと考えていますので、新計画では、将来像をはじめ、位置づけしたいと考えています。

市街化調整区域等の開発も含め、詳細な分析が、まだ十分に検討できてないところがありますので、委員の皆様のお知恵をお借りしつつもう少し分析を進めたいと考えています。

委員長

他にいかがでしょうか。委員、お願いします。

委員

新しい基本計画では、現行計画の指標を使うのではなくて、一新するのが良いと私は思っているのですが、その上でも、この数十年の指標の達成状況の検証は重要だと思います。

今示された内容で、表面的なことはわかりましたが、もう一步踏み込んで数字の裏にある理由をしっかりと把握することが重要だと思います。

指標の数値が一つ増えた、減った、あるいは数%増えた、減ったというところで、こうでしたと結論付けるのではなく、その理由をしっかりと把握しておくことで、新しい基本計画の中での指標にどういう形のものを使えば良いのか、ということが、より明確に、明瞭になってくるので、可能であれば、もう一步踏み込んでいただきたいと思います。そういうことは可能でしょうか。

委員長

事務局からお願いします。

事務局

今お示しした内容は、現状整理できたことですので、指標の数字の裏の理由をしっかりと把握する等、詳細な分析は、今後進めていきたいと思っています。

委員長

委員、お願いします。

委員

既に委員からコメントが出ていますが、やはり研究所の緑地は非常に重要だと思います。

生物多様性の観点からは、つくば生きもの緑地ネットワークという自主的な団体を作ってグループを作って活動していますが、あくまで自主的なものなので、こういった団体や活動を今後、市の中でどう位置づけるかということがあると、活動が活性化し、結果的に緑の向上に繋がるかと思っています。

併せて重要なのは、ペDESTリアンデッキです。市民にとっては極めて重要

で、生き物にとっても非常に重要なものなので、現行計画で拾えていない個々の緑地をどう位置づけるかは、やはり整理が必要だと思います。

また、1人当たりの緑の割合という数字ですが、実際にそこで市民が触れ合うことができるかが重要です。つくば市内の緑地としては、例えば、中根・金田台地区の緑地や葛城地区の緑地などいくつか、人が入れない大規模な緑地があるので、そういうものを1人当たりのものとしてどう位置づけるか。筑波大などは一般の方も入れるので、人々にとっては触れ合うことができる緑地面積になる。その辺りの枠組みを、もう少し広げて捉え、計画に繋げてほしいと思います。

委員長

その点事務局からいかがでしょうか。

事務局

研究所の緑やペデストリアンデッキの緑は南北に緑の軸を形成しており、学園地区の中で象徴的な緑だと考えています。そういったものを大事にし、計画の中でも位置づけをしていきたいと考えています。

また、自主的な活動を、市の中でどう位置付けていくのかというところについても行政と行政以外の主体でできることをそれぞれ整理した上で、計画の中で位置づけを考えていきます。

委員長

委員、お願いします。

委員

私も研究所に勤めているのですが、職場の中に広大な緑があって、頑張って管理はしてるのですが、いろいろ苦労しながらやってるところなので、位置づけをしっかりともらえれば、つくば市の緑として、良いものになるのではないかな、と思っています。

私の方からは、市域をいくつかの地区に分けて検討されるということは良い

と思うのですが、例えば、T X沿線地区の住民が、学園地区の緑も利用するというとも考えると、明確に線で分けるだけでなく、利用の部分では地区同士繋がって考えられる部分もあると思っています。

ただ、地区ごとにその事情はずいぶん違って、先ほど委員からお話もあったように、ストックとしての緑が多くなって、管理の部分で、しっかり見るところは見ながら、どう維持していくかということを考えなければならないと思います。また、先ほど市長からお話もありましたが、新たに作る、どんどん作っていききたいということをどのようにうまく次の計画の中でやっていくかが課題だと思っています。

また、農地や林地に関しても、例えば、耕作されなくなっても、定義上は緑としても扱われると思いますが、やはり、質の部分は考えていかなければならないと思います。

委員長

事務局はよろしいですか。

事務局

そこに関してはおっしゃる通りですので、新しい計画では、もちろん基本的に地区分けを検討したいと考えていますが、緑の利用の部分については、明確に地区分けできるものではないという御意見も踏まえて地区同士の連携や市域全体で考えるべき事項についても整理しながら、今後、位置づけを検討していきたいと考えています。

委員長

委員、お願いします。

委員

基礎的なところですが、土地利用現況調査の情報を用いて緑を評価したということですが、山林や、原野・荒地・牧野、農地に分類されているものは、実際にどのようなものを集計しているのかを確認したい。

森林の場合、例えば、空中写真からある程度の細かいものまで集計したものなのか、地域森林計画に載っている森林だけ集計したのかによって、集計されるものが変わるので、集計されていない可能性のあるものもあります。森林の中に人々の利用など有用なものがあるようでしたら、次の計画でそういったものをどのように測っていくか。緑視率の話も出ましたが、森林の集計の考え方にもつながると思いますので、まず、その点を確認したい。

あと、緑の質に関連して、先ほど委員もおっしゃっていましたが、緑地は、存在するだけではなく人の利用の観点もあります。人の利用を考えた場合、その緑地にアクセスできるかが非常に重要ですので、単なるボリュームではなく、アクセシビリティについても次の計画では位置付けられると良いと思いました。

委員長

事務局からお願いいたします。

事務局

まず一つ目のご質問の土地利用現況の集計の仕方についてですが、土地利用現況調査は空中写真をベースに実施し、適宜、現地調査をして分類をしています。

委員

空中写真ベースだと多分最小の解像度のような、ある最小の判読できるまとまりがあって、ある一定の大きさ以上のものを集計する形で反映されている、と思うのですが、土地利用現況調査における最小の解像度より細かい緑はどのような集計になっているのでしょうか。

例えば、最近夏が暑いので、街路樹の緑陰など、人の生活の身近にあって、効果も皆さんが実感しているような街路樹が集計できていないのであれば、そういったものの効果を次の計画で、どのように位置づけていけるのかを、考えれば良いのではないかと思います。

事務局

解像度などについては確認しておこうと思いますが、確かに土地利用現況では集計できていない緑は存在していますので、そこに関してどのように集計していくのか、こういった形で位置づけていくのかは、今後検討していきたいと考えています。

また、緑地へのアクセシビリティについても、非常に重要な要素だと考えています。

緑が存在するだけですと緑の価値が理解されず、荒廃してしまう可能性もあると考えていますので、そういったことの位置づけに関しても、今後検討したいと考えています。

委員長

委員、お願いします。

委員

他の自治体で、街路樹や公園については、再整備計画が策定されている中で、つくば市の緑も、ただそのまま保全するのではなくて、木が大きくなっているので、どのように整備していくかが課題です。

例えば、間引きして、減らすことで、残していく緑を重要視するという方向性もあると思うので、そのような視点も大事になってくる。まちや公園、自然の緑など、いろんな種類の緑があるので、こういった緑をゾーニングして、どのような保全が必要か、分けて考えていく必要があると思う。

緑被率だけではなくて、利用形態などの視点からも考えていくと今後の計画が立てやすいのかなと思いました。例えば、北条は緑が保全されている地域ですが、住んでいる方などがこの10年で高齢化が進み、緑地の藪化が進んでいるという話も聞いています。そのような場所も整備して、例えば、北条の方は、お寺などが昔あったことを考えると、山登りとは別のトレッキングコースなどを再整備することによって、再発見できるなど、土地の価値が出てくる場所も

あると思う。緑被率以外の様々な視点からも踏み込んで分析していくと、計画が立てやすいのかなと思いました。

委員長

事務局からお願いいたします。

事務局

つくば市では、公園の再整備計画はまだ策定しておらず、新しい緑の基本計画の流れに沿って考えていきたいというのが、担当の考えです。

他の自治体でも再整備を実施していますが、緑の再整備も実施しているところもありますが、概ね、施設の再整備だけという状況です。

公園に芝生を張っている自治体が少ないという現状もありますが、つくば市の特徴として緑豊かというところもあるので、新しい基本計画の中では、再整備の部分も軸にできればと考えています。自然の緑と人工的な緑という視点についても御意見をいただいたので、委員の皆様の御意見を踏まえて考えていきます。

委員長

委員、お願いします。

委員

私は民有地の林をお借りして、森のようちえんという活動をしており、複数の地主さんから土地をお借りしています。近隣が農地なのでそういった方たちとお話する機会が多いのですが、そういう方々はご高齢で、相続などについて心配されています。森のようちえんの周辺には今は緑がありますが、相続などある段階で、一気に緑が減少するということが起こりうるということを非常に心配しています。

市がそういったところに対してどれだけアプローチできるかはわかりませんが、郊外にある森などで、それぞれ地主さんたちが持ってらっしゃるところをどのように維持していくかということは課題だと思っています。こういった場

所は、使い道としては木を全部切って太陽光パネルを張るくらいしかなく、竹林が荒れるなど、藪化している森などをたくさん見えています。

すごくもったいないなと思って活動しているのですが、藪になっているような森も維持していかないと、緑の総量に関する指標も達成できないと思うので、緑の総量の数字だけにとらわれず、市民といかに協力し維持していくかというところはすごく課題だと思います。

数字の裏にある理由というお話がありましたが、実際に減少しているところがどのような理由で減っていくのかっていうところをしっかりと評価できると良いと感じました。

委員長

事務局からお願いします。

事務局

減少の理由は、整理が不十分だったところについてより詳細な分析をしたいと考えています。ありがとうございます。

委員長

他よろしいでしょうか。委員、お願いします。

委員

僕の方からは、緑の基本計画の緑は何のための緑なのかというところを、教えていただきたい。

今までの皆さんの意見に、僕も賛成で、同感ですが、自然と人工の緑もあり、場所によって違いがあり、子育てや生物多様性のため、市長の話だと、地球温暖化など、マクロスケールの環境のことも考えて、全部含めて緑という言葉をみんな便利で使うのですが、どこにプライオリティを置くのかで多分目標も変わります。現行計画の指標も多分何らかのプライオリティがあって、それを全部含めたものとしてこういう指標を作ったのかなと思っています。

次の20年、おそらく違う指標もいろいろあった方が良くはないかと、単

純に思っています。新しい指標について考える上でも、20年前のことなので、当時の担当者もいないのかもしれませんが、緑と言った時に、何にプライオリティを置き、現行計画の指標、あるいは、計画を立てたのかということを伺いたい。

また、次の20年を考える時に、同じ指標や目標など、一つである必要はないと思いますが、優先順位や一番目指すものをどこにしているのか、これとこれが大事で、つくば市としては次の20年こうしたい、ということがないと新しい計画の検討が、ものすごく難しい作業になると思ったので、考えを教えていただければと思います。

委員長

事務局の方からお願いします。

事務局

緑の役割としては、植物は炭素を吸収するので、地球温暖化の抑制にも繋がりますし、あとは、緑地は防災機能を発揮し、地域の景観を形づくるなど、様々な機能を有していると思います。

緑の基本計画は、緑の保全と緑化の推進に関する基本計画で、よく言われるのはレクリエーションの機能とか、多分最近言葉としてよく使われるウェルビーイングに近いような考えというのが、おそらくメインのテーマになっているのではないかと思います。

国土交通省を中心にグリーンインフラという考え方のもと、緑を使って地域課題を解決していこう、という方向性でもありますので、新計画に関しては、そういった新しい視点を取り込みつつ、緑の機能を最大化していくっていうところに焦点をあてるべきであると考えています。

その中でどこにプライオリティを置くのかは、整理しきれていないところではありますので、皆様にも御意見をいただきながら整理をしていきたいと考えています。

委員

最初の方のスライドに出てきた国土交通省の何か法的な関連計画などについて、よくわかってないので教えていただきたい。

新しい計画は、その下に位置づくもので、それを超えてはならないなど、整合性が求められるのか、あくまでもつくば市独自のもので、つくば市として、つくば市民や次の世代のために緑をどうしていくのかということをゼロベースで考えるのか、その中でも国土交通省がこう言っているから、やはりこれは押さえておかなければならない、ということがあるのか、についても、気になっていました。

もう一つは、具体的に先ほど委員も言われていた、生物多様性など、いくつかつくば市の取組みもあると思いますが、そういうものとの整合を図って相乗効果を目指していこうということだと思いますが、他の取組との関係性などのバックグラウンド情報もわかると良いと思います。今直ぐでなくても整理できていると良いと思いました。

事務局

先ほどおっしゃられていた、国の定める基本方針と、県が定める広域計画の位置付けですが、法律上では、国の定める基本方針に基づくことと、県が定める広域計画を勘案して、ということになっております。

現段階では、基本方針も、広域計画もまだ定まっていない状況ですので、どのように整合性を図るのかというところを、お示しすることが難しいのですが、基本的には、上位計画を大きく超えることがないように整合を図るものと考えております。

一方、つくば市の実情に合わせた計画を策定するということは、非常に重要なことととらえていますので、必要な事項に関しては、位置づけを検討していればと考えております。

現在つくば市で策定中の生物多様性地域戦略をはじめ、その他の関連計画に

についても、それぞれの計画におけるプライオリティは異なると思いますが、計画の内容が相反しないように検討していきます。

委員長

委員、お願いします。

委員

いろいろと皆様の御意見ももつともだなと聞いていました。

暮らしている側からすると、緑が綺麗でいつもありがたいと思っているのですが、一步、研究学園都市の外に出ると、農地や林だったところが、どんどんなくなって住宅になり、少し前までは芝生畑だったところも、ここはおそらく農地として分類、評価されていると思うのですが、やはり草ばかりの荒地地になり、その次の年には除草され、茶色い場所になっています。

たくさん農地らしきところがありますが、ほとんどが緑で覆われてるのではなく、除草剤がまかれているか、トラクターでずっと掘り起こして、ただの地面になっていて、砂がいっぱい舞っている。

心配しているのは、緑地として集計しているものの、実際に緑がある場所になっていているのかな、と。緑は、雨が降った時に雨水を貯めてくれるような役割を持っていたりします。住んでいる周りがどう変わっているのか、非常に不安に思っています。

そうになっていく理由の一つは、高齢化だと思います。皆さん高齢になられて手に負えないので、とりあえず除草剤を撒いておこうというようなご近所の方が非常に多いように見受けます。

広いつくば市の中の緑を守っていくためには、住民の皆さんの御協力が非常に重要で、どうすれば協力が得られるか。緑がとても大事だと思っているけれど、一方で、雑草だらけになって邪魔だと思う方も多くいらっしゃるのではないかな、と周りを見て感じるので、どうやったら緑を保てるかということを、いろんな方から教えていただければありがたいです。

委員長

御意見ありがとうございます。今まで多く御意見、ご指摘いただきました。

現行の計画がどうなっているか、という検証を含めたお話の中で、それぞれ委員の方々から、新しい視点が必要だろうとか、もう少し細かく分析をして、緑の課題などを明らかにしておく必要がある、というような御意見もありました。他よろしいですか。

次の議事は、これからどのような計画を立てていくかというところに入っていきます。現状こういう整理で考えているということについて御説明いただいて、そこで追加の御意見があれば伺いたいと思います。

では、続いて2件目「新計画の策定方針（案）について」事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

委員長

先ほどの議事においてもこれに関する貴重な御意見を委員の皆様から頂いたところではありますが、改めて今、大きな枠組みが示されましたので、委員の皆様から御意見・御質問があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

新しい緑の基本計画に関して、今お示しいただいた新たな策定方針案は、どれほどつくば市の上位計画であるとか、市全体として市をどうしていきたいか、というところとあまり関連していないような、緑の基本計画だから緑のことについて並べてみたという印象が強いです。

しかし、国土交通省の方でもこの改定時期に合わせて緑の基本計画に関する様々な提案がリリースされています。そこでは、明確に計画のための計画ではないということや、目標の設定の仕方についても地域の課題に応じたそれぞれ

の自治体独自のものを出すべき、とされています。

私の提案は、策定方針案だけを見ても、これはつくば市の指標だとわかるくらい、オリジナリティを出せるのがつくば市だと思うので、そこをぜひ考えていきたいと思っています。

先ほども少し質問などが出ていましたけれども、都市緑地法の一部が改正されて、都市緑地の確保を国としても主導して戦略的にやっていくっていうことを言っていますし、民間投資の呼び込みなどについても触れています。ですので、今後の緑は、今までの意味合いからかなり進展していることを意識した策定方針を定めるべきだと思います。

まちづくりにも、グリーントランスフォーメーションがうたわれて、そういうものを戦略的に積極的に市全体の政策の中に組み込んでいくっていうところを打ち出していくそのメッセージを強い方針、キーワードにしていきたいと強く思っています。

それから、県が広域計画を作らなければいけないというところで動き始めていると思いますが、それに関連して、つくば市の緑の基本計画もそれを勘案して考えていくこともしっかりと意識することが重要だと思います。

また、隣接する市町村の実態だとか、その計画の把握や連携、連担性というところも、ぜひ、新しい基本計画には入れていくのが良いのではないかと思います。例えば、小貝川だと常総市との関係性もあります。リンリンロードを考えると土浦市とか、桜川市。それから、筑波山地域ジオパークだと、石岡市や笠間市、土浦市、かすみがうら市というような、隣接したところに緑地が面や線でつながるところがあるので、これを十分に生かした計画にすべきではないかなと思います。

国土交通省が 2024 年 6 月に「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン」をリリースしました。私もその策定に関わっておりまして、これは緑の基本計画を策定改定する時に、この考え方をぜひ入れながら作ってくださいとい

う意味を込めて、専門家が何度も議論を重ねてリリースしたものです。ですので、市の方やコンサルタントも読んでいただけると嬉しいです。そこでは、明確に地域の課題は何かということを洗い出して、その解決に緑が貢献するという考え方です。そして、これを緑の基本計画に反映させると良いとしています。

ガイドラインでは、地域課題の例として雨水の流出抑制や浸水軽減、二つ目に温熱環境、三つ目に生物多様性、四つ目にゼロカーボン、五つ目に健康増進、そして六つ目に賑わい創出をうたっています。

つくば市の実情としての課題、今後 10 年、20 年、30 年後のつくば市の傾向やニーズを把握して、市の課題は何なのか、市の中の各地域の課題も何なのか、というところをあいまいなまま、こうだろう結論付けるのではなく、しっかりとリサーチしたり、市民の声を聞いたり、そういうところでそれが地域の課題を何かということを捉えて、それを緑の基本計画あるいは緑という枠組みの中で解決を目指すのが望ましいと思います。

このガイドは、ステップごとに実効性をそれが反映できるようになっていますので、ぜひこれを活用していただければと思います。

30by30 は、委員の皆様はご存知だと思いますが、保護地域以外での保全に資する地域、そういうところにつくば市にある官民 150 の研究所、こういうところを積極的に登録していくとか、計画的に配置された都市公園を指定していくなど、そういうつくば市ならではのポテンシャルを生かして、国の、あるいは国際的な目標に対応していくという視点もぜひ、緑の基本計画にも入れていただきたい。

それからアダプト・ア・パーク、アダプト・ア・ロードについても、ゴミの清掃、ボランティア清掃というレベルに止めず、もっと市民の力を信じる、任せる、そして活用して触れてもらうというように、物理的な距離や心理的なアクセシビリティも向上できるということを基本計画の中に入れると良いのではないかと、思いました。

最後に、環境教育の方面でも議論が重ねられて、国の方針というのも議論されて改良されました。その中でも、緑や自然にアクセスできる子供だけでなく、全ての世代の皆さんが環境教育を受けられる機会を提供するっていうことを言っていますので、そのあたりもぜひ、今後の議論の中で、緑の基本計画に反映できれば良いと思います。

委員長

かなり多岐にわたる、前提や背景と、細かい施策の中に取り込む、そういった内容についての御示唆かと思いますが、事務局は、これについては受け止めるということによろしいですか。

事務局

一点だけ、30by30 や生物多様性については、環境部局が主導しているので、公園・施設課独自の数値というよりは、関連計画等で数値目標が出る場合には、関連部局で整合性を取っていくイメージでよろしいのでしょうか。

委員

はい、そういうところはすごく大事だと思います。

委員長

おそらく、アダプト・ア・パーク、アダプト・ア・ロードなどについても、今、きれいなまちづくり計画の方ともまた整合を取りながら、新しい計画を作っていくということになろうかと思います。

先ほどのいろいろな御意見、つくば市の個性についていろいろ出てきました。他の地域とは全く違うような、かなり広大な面積の官民の研究所がありますので、おっしゃるとおり、そういったところについての言及もそうですし、その維持管理も含めて、具体的な施策の中に取り入れていくのが良いと思います。

他いかがでしょう。委員、お願いします。

委員

私も生物多様性の会議に関わっているのですが、考え方の面で、ネイチャー

ポジティブや生物多様性については環境部局の分野です。先ほど、事務局より整合性という表現でお話しされましたが、環境側は公園を実際に管理しているわけではなく、そこは公園・施設課の仕事になるので、むしろ、共創、協働でできるような体制を作る、という発想・考え方で、ぜひ進めてほしいと思います。

環境部局だけではネイチャーポジティブや生物多様性などは実現できないので、実際の土地を管理している人が主体になることが、極めて重要になります。

環境を守る側とつくる側は整合性をとらないとならないのですが、協働し、協力してくれる機関・部署が市役所内にあるという発想に立つと、ネイチャーポジティブや生物多様性を目標に入れても協働でできる、あるいは、目標を達成しやすいという考え方もできるのではないかと思います。

私は生物多様性が専門なので、あくまで、この視点からですが、グリーンインフラしかり、カーボンニュートラルしかり、むしろ連携して、結果として実現性を高めるという方向性をぜひ最初の段階から考えていただければと思います。

委員長

どうでしょうか。委員。

委員

委員から言われたように、つくば市の強みとか課題とか、つくば市の色を出すということに関しては、私もこの資料だけを見ると、つくば市の特徴というのはなかなか見づらい部分はあると思います。

委員会の冒頭で施策の方針などの柱に対して、特徴の違うところを3つの地区に分けたことを踏まえ、今示された施策の方針などの柱に対して、それぞれの横軸として3つの地区を加味すると、もう少しつくば市の色が出てくるのかな、と感じました。

また、新計画の策定方針の中に抜けている部分としては、やはり、緑の質の部分ですね。

緑の質の部分というのも、さきほどの農地の話や他の委員の話もそうですし、公園であれば管理の問題などもありますので、そういうところも踏まえて、3つの地域の違いも含めてやっていくと、もう少し中身が見えてくるかな、と感じました。

あとは施策の柱に人材の話がありますが、緑はやはり人が関わって、初めて意味がありますので、そこを誰が担うのか、どのように関わるのかという部分のところも考えておく必要があると思います。

委員長

今、御意見のあったことについても、検討の中に加えるということで、事務局もよろしいですかね。

地区については先ほど、地区の考え方、あるいは、その地区の繋がり、境界部分についてご指摘もいただいたかと思います。

また、誰かという点では、人材の活用とありましたが、先ほど来のお話ですと、今ポテンシャルがある方だけではなくて、そういった方ではない方に目を向けさせる、人材の育成のようなことも、この施策の中に入ってくるかと思って聞いていました。

他いかがでしょうか。委員お願いします。

委員

もうたくさん出てはいるのですけれども、やはり、先ほどの分析のところをもう少し深めないと、計画の解像度が上がらない、と改めて思いました。

委員もおっしゃられた3つの地区について、それぞれに同じ公園といってもその状況や課題が全然違います。

農地に関しても、相続でこの後大きく減少するかもしれない、というようなことを今捉えることができていないなど、今ある緑のことはわかっているのですが、それが20年後どうなりそうかとか、誰が持っていて、問題が起きそうな時に誰が関われそうなのかとか、そこに関するより深い分析がないと、多分、

次世代に残すといった時に、誰がそれを取り組めるのかとか、緑の所有者が取り組むことが難しい時にどんな関わり方ができるのかも全然違う話になってきます。

市役所の方には、枯葉や雑草などについての苦情の声が大きくなっているのだろうと思いますが、緑の価値については皆さん大事だと思っているのではないかと考えています。

つくば市の場合は、そこにある緑がなくなってしまうことに対しては、とても大きな声が上がっているのではないかと感じます。公園や宿舎の樹木の伐採に関しても、たくさんの御意見が出ていると思うので、緑の価値の理解というより、その緑を誰が持っていて、誰がそれを残していけるのか、より良くしていけるのか、新しく作り出せるのか、といった誰ができそうなのかの部分を経験的な状況や緑の種類、地域によって丁寧に考えないと、方針に魂が入っていないと思いました。

今回示された方針そのものは、間違いではありませんが、つくばで、どのように実践していけば良いのか、まだ想像が付きませんので、地域別や種類別など、もう少し丁寧に見た時に、今の方針案とは少し違う表現や構成で書く方が、よりつくばの緑を捉えた形での計画の方針になるのかなと。今、どう変えれば良い、ということはすぐに言えませんが、もう一段階、課題を分析する時間をいただけると良い、と思いました。

委員長

今回の資料だと、課題が3点ということで、簡単にまとめられていますが、そのあたりですね。もう少し、先ほどいただいた分析をした上で、改めてストーリーをしっかりと作ってほしいという御指摘かと思います。

他いかがでしょうか。委員お願いします。

委員

私は、民有地で活動している関係もあって、鳥獣対策・森林保全室の事業に

呼ばれたりしています。

森林環境税制が国の方でも始まって、税金で民有地の森林を1回整備して、10年は森として保全しておいてください、という事業があります。実態として、1回整備に入っても、5年くらい経つと草だらけになり、手がつけられない状態になっていてしまいます。それがもったいないということで、それを利用する事業を始めようという動きがあり、今、別の事業者さんが入って、その事業の組み立てをやってらっしゃいます。

そういったところも含めて、ただ保全すれば良いっていうわけではなく、「次世代に残す」の部分に書いてありますが、やはり、保全された緑が積極的に活用されるところが非常に重要になってくると思いました。

緑の基本計画の目標と他の課が持っているものとの整合を図るということも含めて、やはり一つの課でやるというよりは市全体で、本当にたくさんの人や課などがそういうことを横断的に関わっていかないと、その実効性のある計画にはなっていないと感じました。

やはり計画のための計画になっては勿体ないので、保全して活用して、それがさらに市民のためになっているっていうことが、全てが見えてこないと計画だけを評価してもあまり意味がないかなと感じたところです。

あともう一点、つくば市ならではの、というところで思ったのが、つくば市は今、人口がすごく増えていて、学校の整備が進んでいるので、学校が建つところに緑化帯何%を必ず作るなどがしっかり明記されているとより良いと思いました。

先ほど開発が目立つという話や緑視率という話もありましたが、緑があるだけではなく、ちょっとした林があり、学校を建てる時に緑が存在しているということになると、緑を作っていくということも含めて良い形になっていくのではないかと思います。

あとは、公園でもプレイパークなどの活動をしています、ナラ枯れが非常

に酷いです。ナラやコナラなどに虫が入ってしまい、枯れているという現象が、筑波山周りや公園でも起きていて、そういったことも念頭に次の20年を考えると、何か対策を考えていく必要があると思います。

委員長

貴重な御意見ありがとうございました。実体験として、すごく裏付けのあるお話をいただいたと思います。

こういった御意見も踏まえて、今後の検討を進めるということで事務局の方にはお願いをしたい。また、先ほどもお話がありましたが、実効性のある計画にしていきたいということ。もう少し詳細な内容が上がってきた段階で、委員の方々から御意見を伺えればなと思います。

委員、お願いします。

委員

先ほどから、方針をつくば市独自に個性豊かなものにして変えるというお話も出ているのですが、もし、今示された施策の柱が、残る、もしくは、近いものになる、この後も継続されるならば、個人的に一番難しそうだなと思っているのが、「緑の維持管理・更新」です。

先ほど委員からもお話がありましたが、森林はやっぱり成長するので、整備して1回手を入れても、すぐ藪化したりします。

先ほどから、皆さん、緑のプラスの部分だけおっしゃっているのですが、負の生態系サービスというものが出ています。

例えば、獣害の温床になるとか、病虫害の発生ですとか、街中にあるような森林ですと、安全安心、子供たちの通学路にあるものが藪化する、といったディスプレイサービスの部分が強調されてしまうので、緑地を確保して作るということも大切ですが、それを人々が気持ちよく使えるように、もしくは、ディスプレイサービスが出ないように維持管理していくというところが一番難しいかなと思っています。

どのように維持管理するかと考えた場合に、やはり先ほどから担い手やこの計画を所管していない部署などとの連携、そういった部署の持つ計画といったものがすごく関わってくるので、緑の基本計画に位置付けたものがどこまで他の部署で担保されるのかわからないのですが、実施にあたっては、機能していくものにしていただけるとありがたいです。

委員長

ちなみに、基本計画の内容は、公園・施設課だけではないですね。

例えば、街路樹だと道路管理課の所管にもなりますし、そういった、市役所の中での関係課も含めて、オーソライズされた形で、みんなで情報共有した計画になる。そういうことが前提になっていくと思います。

維持管理は、言葉で書くと簡単ですが、行政的な言い方かもしれませんが、適正な管理ですね。何ををもって適正なのか、ということは、策定委員会でいろいろと議論を進められると良いと思います。

他はいかがでしょうか。委員、お願いします。

委員

私は、他の委員さんも言ってることと被りますが、策定方針案を見ていて、緑に関係する分野の人たちだけで話が収まってしまう感じがして、もっと全然違うような分野の方とかが入ってこられるような形にした方が、発展性はもっとあるのではないかと思います。緑に関心がない人も切り込み方が変わると、どんどん入ってくる可能性もありますよね。

それが、緑を守ったりすることに、繋がると思うので、もっと思いっきり崩していったり、市役所の中でも、本当に関係なさそうなところも繋がっていくことで、広がりを持ってほしいし、もしかしたら、市役所ではなく、普通の一般企業なのかもしれないし、大学生とか、一般市民かもしれないので、もっと広げて行って、計画や緑への関わり方を広げてほしいな、と。

また、次世代に残す緑ですが、今の緑を我が子の世代に残せるか、というと、

ちよっともうぐちゃぐちゃになっていますし、手がつけられない、少子化も進む中で次の世代によろしくね、と言えない状態になってきているように思います。緑を増やすだけではなくて、整理して、次の代が管理しやすいところを目指したような緑の保全、というのも考えていってほしい。

そのためには、どんどん伐採するわけではないけど、やっぱり整理していくことが必要で、そのためには、メリハリを付けたり、どういう場所なのかなど、目的付けてほしいと思いました。

先ほど、補植の話もありましたが、木が無くなったところに、もう1回植えるのではなく、緑が本当に必要か、とか、ここは緑を保全すべきなど、様々なことを考えることをしてもらいたいです。木を追加するなど、増量していくことだけが必要なのか、減らすけど質を高めることが必要なのか、そういうことも考えながら、今後の計画は進めてほしいと思います。

委員長

得てして、基本計画の方はマクロ的、全体で、っていうのが、これまで多かったかと思いますが、今日の皆さんの御意見を伺っていくと、もう少しきめ細かな場所を想定した計画にしていくべきであろうという御意見かと思います。

単に残すということだけではなく、負の遺産を残しても仕方がないので、どのように、適正という言葉が妥当かどうかわかりませんが、維持管理したものをうまく繋げていけるような、そういう仕組み作りも含めて、検討が必要だろうという御意見かと思います。

また、委員からお話がありましたが、量だけではなく、質の担保についても、基本計画の中に決めていくことが必要かと思いました。

他いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員

策定方針ですが、現行の計画を見ると人と緑が共生するガーデンシティ・つくばという将来像のほかに、計画の目標が2つあります。今回の策定方針は、

これを変えようと考えている、または、変えようという考えに至った理由などを御説明いただければ。

委員長

事務局の方からお願いします。

事務局

緑の将来像を変えようと思った理由ですが、まず、現行計画が20年前に策定されたものですので、当時とは状況が変わっているということがあります。今回、現行計画が策定されて20年目の節目の年にもなりますので、現行計画の流れは踏まえつつ、将来像等を大きく見直すべきという考えで将来像も含めて見直しました。

委員

数値目標については達成状況の整理があったので、現行計画のスローガンがどう分析できるのかということは何か総まとめ的にはあるということですね。

モチベーションを上げるという意味におきましても、やはり過去をきちんと見ることによって前に進むってというのは、大事なことだと思います。

委員長

現行では、人と緑が共生するガーデンシティ・つくばという将来像でしたが。ここも策定委員会の中で新しくキャッチフレーズや、みんながわかりやすく、共有できるものの検討をするということで、よろしいですか。

事務局

はい。当初、今お示しした3つの将来像の柱をベースに新しい緑の将来像をつくっていきたいと考えていました。

今日御意見を聞かせていただく中で、現状の分析が十分ではないというところを反省しています。まずは現状の分析を少し深めてつくばの色を出しつつ、また改めて将来像案については御審議いただきたい、と考えております。

委員長

委員、お願いします。

委員

都市計画とか、まちづくりの視点からいくと、20年前は、まだつくばエクスプレス線が開通する頃で、つくばのまちとしてもまだTX沿線開発がこれから立ち上がっていく、これから造る、という段階です。圏央道も出来始めていましたし、建設していくところが多い時代だったので、その時の緑の目標は造る、増やす方向で、書かれていたと思います。

これから先を考えた時に、同じ規模の開発は終わりに向かっている中で、50年以上経った緑などが出てきており、計画のフェーズそのものや前提条件が大きく変わってきているので、見直す時期ではないかと思います。

今日委員の皆様から、次にどう残すかや、質についての御意見がたくさん出ているのも、やはり量を超えた、次の段階に来たということの表れだと思うので、そういう意味でも、一旦見直す時期としては本当に大事なタイミングだと思いました。

委員長

他いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

委員

少し話がずれますが、委員が言われていた国土交通省の地域別課題の例に、ゼロカーボンやゼロエミッションが出てきて、僕自身は、その物質の循環や温暖化などに関わっているのでそちらからのコメントになります。

緑の下には土があって、根っこがあって、緑が維持できる訳で、地球温暖化の原因は二酸化炭素で、その多くは車などの人間活動から、出てきているのですが、その一部は自然の機能によって、特に植物が光合成することで、炭素が作物や草などにも残ります。植物の地上部の2倍から5倍の量が、土壌中に有機炭素として貯まっています。緑の中にある土のことも考えると、温暖化を緩和するなど、二酸化炭素を出さないようなまちづくりをしていくかというところ

ろに繋がるので、植物を利活用すると、生物多様性やその他の分野とも相乗効果が生まれると思います。

この視点は、多分、20年前はまだ意識されていなかったと思いますが、最近では、こういったことが重要視されていて、民間でも、炭素をいかに貯留するか、というマーケットもあります。民間がお金を出して、二酸化炭素を出さないゼロエミッションに貢献するという活動がかなり進められています。

このような問い合わせがこの5年来るようになりました。例えば、つくば市の公有地から出た枝の処分を、そのまま堆肥化してもよいのですが、炭化させて土に返すと、それが分解されて二酸化炭素にならずに、その地域に残るので、それは炭素隔離になり、温暖化緩和につながる。1ヘクタール当たり何トンなどと、炭素量も換算しやすいので、ゼロエミッション社会につくば市がこれだけ貢献するということが測れる。

また、可能性としては、民間から活動資金を得ることもできると思います。どれも非常に重要なことだと思いますが、やはり保全はお金がかかることですので、そういう経済的な仕組みもありかなと思います。

委員長

貴重な御意見かと思えますし、場合によっては物や人、土地など、つくばの持っているポテンシャルを生かすことができる。先ほど委員からお話のありましたプライオリティ、あるいは別の委員から戦略性という言い方もありましたが、そういったことを今回の計画の中にうまく組み込める、という貴重な御示唆かと思えますので、このことについても事務局の方で今後の検討の時に考慮していただければと思います。よろしいでしょうか。

では、続いて3件目「現行計画の計画期間の延長について」事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

委員長

只今の事務局からの説明について、委員の皆様から御質問・御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

では、続いて4件目「今後の進め方について」事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

委員長

この委員会としては、どのあたりに入るのかっていう補足をしてもらえますか。

事務局

策定委員会は、市民アンケート案の作成が終わった段階で開催し、そこで、市民アンケート案について御意見をいただきたいと考えています。

次の開催は、概ね12月頃を目指したいと考えております。

委員長

補足すると、この計画策定は令和7年度も継続になるということですね。

事務局

計画策定は、令和8年度まで継続する予定です。

委員長

新しい計画の策定中に計画がなくなっちゃいけないので、現行計画を少し延長して、今回、ここで議論していただいたものに変えていく、という流れだと御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員

市民アンケートは、新しい計画の現況・課題分析や策定方針をどのように想定するか、を整理していないと、質問項目が作りにくい気がするのですが、今後の検討のスケジュールはどのように想定されているのでしょうか。

アンケートをかけてしまった後に、例えば、策定委員会での議論で方針等の内容が、大きく変わってしまった場合、それに対する意見を拾いにくくなると

思います。

事務局

今日の委員会でもかなり多くの御意見をいただきました。

現状の分析も含めて認識が不足していたところがあるかと考えていますので、まずは、今日いただいた御意見の整理と策定方針の修正を行いたいと考えています。その後、策定方針に合わせて市民アンケートの項目を洗い出すというスケジュールを考えています。

委員長

よろしいでしょうか。委員、お願いします。

委員

アンケートの話ですが、現行計画の時にも出ている、満足度を測る部分に関しては、同じ項目を聞かないと、同じように変化が見られないものもあると思います。

それ以外に、次の計画に役に立つような聞きたいことは、しっかり次のことを見据えて設問を考える必要があると思いますが、変化を見たい部分はそのままにする、といった様に、その二つと考えておけば、結構、同時並行で検討作業を進められるのではないのかと思います。

委員長

そのようにということで、事務局もよろしいですね。他いかがでしょうか。よろしいですか。

以上で本日予定した議事については終了しました。

全体を通して何か委員の方々から何か御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見が無いようでしたら進行について事務局の方にお返ししたいと思います。

6 その他

司会

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

次回の会議の開催は、詳細が決まり次第追って御連絡いたしますのでよろしくをお願いいたします。

7 閉会

司会

以上をもちまして、第1回 第2次つくば市緑の基本計画策定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

第1回 第2次つくば市緑の基本計画策定委員会

次 第

日 時 令和6年(2024年)10月4日(金)
午後1時から
場 所 つくば市役所 2階 職員研修室

1 開 会

2 委員紹介

3 委員長・職務代理者選任

4 あいさつ

5 議 事

- (1) つくば市の成り立ちについて 資料1
現行計画の目標水準及び達成状況について 資料2
- (2) 新計画の策定方針(案)について 資料3
- (3) 現行計画の計画期間の延長について 資料4
- (4) 今後の進め方について

6 そ の 他

7 閉 会

配布資料

次第

- 【資料1】つくば市の成り立ちについて
- 【資料2】現行計画の目標水準及び達成状況について
- 【資料3】新計画の策定方針(案)について
- 【資料4】つくば市緑の基本計画 改訂版の変更案について
- 【参考資料1】緑の基本計画について
- 【参考資料2】つくば市の地勢等

つくば市の成り立ち

つくば市の都市の発展を3段階に分類しました。本資料においては、それぞれ「田園地区」「学園地区」「TX沿線地区」と呼び、御説明します。

○田園地区（緑）

- つくば市の前身は、筑波町、大穂町、豊里町、谷田部町、桜村及び荃崎町の6町村で、現在も残る旧町村の市街地を中心に発展してきた。

○学園地区（赤）

- 昭和38年9月の閣議了解に基づき「東京の過密緩和」と「科学技術の振興と高等教育の充実」を目的として筑波研究学園都市建設が進められた。
- 昭和60年にはつくば万博が開催されたことなどを契機に市内に工業団地が形成された。

○TX沿線地区（青）

- 平成元年に宅鉄法が制定され、つくばエクスプレス線と沿線の宅地の整備が一体的に進められ、現在のTX沿線地区を形成した。
 - 宅鉄法：大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第61号）

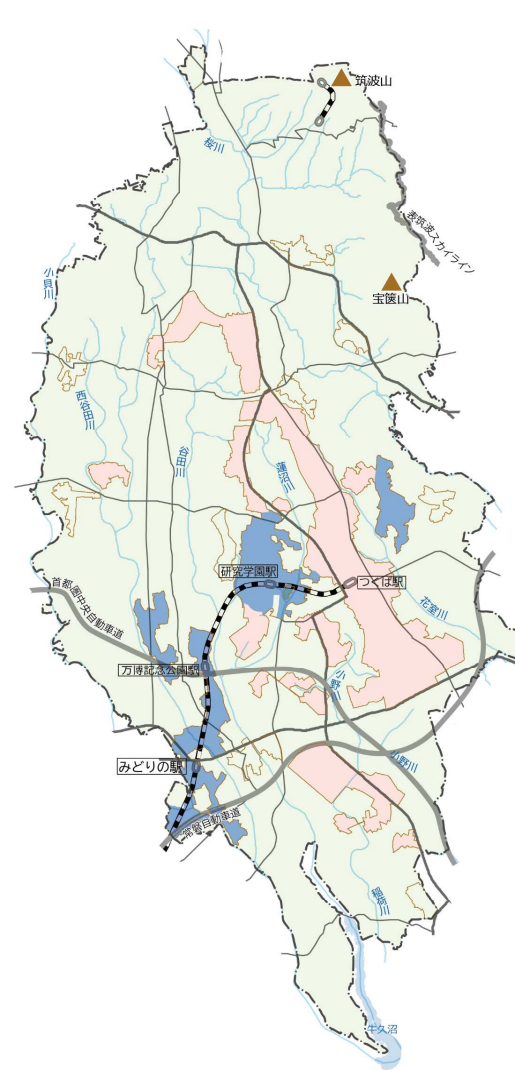
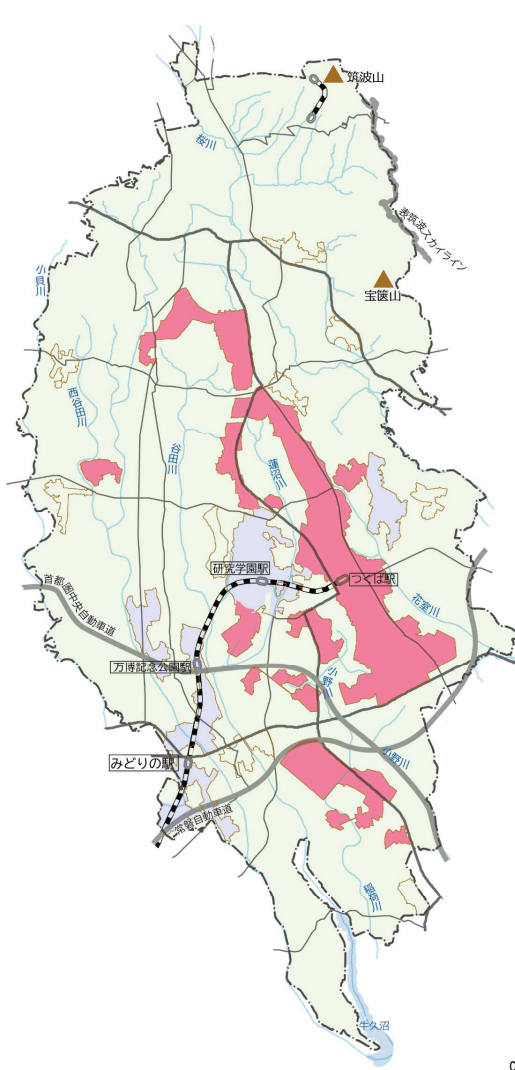
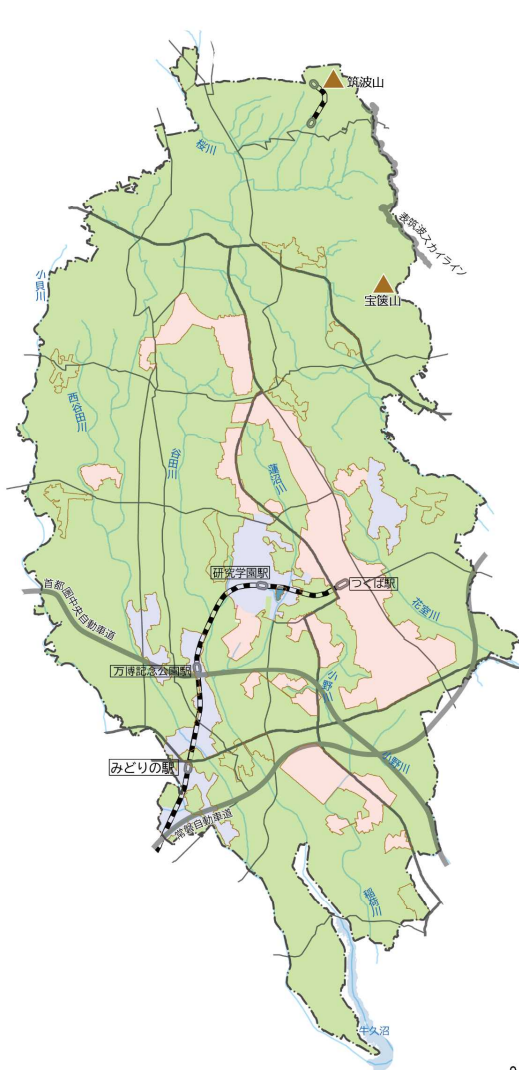


図1 地区区分図

緑の総量に関する指標

樹林地、農地、公園緑地などをあわせ、市域の60%以上の緑を維持します。

【現行計画における指標設定の目的】

- つくば市の環境を支える現状の緑を維持していくことを目指した。

策定時
63.2%

(平成24年都市計画基礎調査)

現在
59.9%

(令和4年都市計画基礎調査)

未達成

公園に関する指標

都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。

【現行計画における指標設定の目的】

- 都市公園をバランス良く配置し、増やしていくことを目指した。

策定時
9.39㎡/人

(平成27年3月時点)

現在
8.84㎡/人

(令和6年3月時点)

未達成

魅力ある公園づくりや公園のリニューアルを5か所以上で進めます。

【現行計画における指標設定の目的】

- 老朽化した公園など、公園の魅力づくりやリニューアルを5箇所以上で進めることを目指した。

目標
5か所

現在
7か所

(令和6年3月時点)

達成

緑の市民参加に関する指標

アダプト・プログラムなどによる活動団体を100団体以上に増やします。

【現行計画における指標設定の目的】

- より多くの市民や団体、事業者が公園、道路、河川、農地などの維持管理にかかわることを目指した。

策定時
82団体

(平成27年10月時点)

現在
122団体

(令和6年3月時点)

達成

市民などが主体で管理・運営する緑地を3か所以上確保します。

【現行計画における指標設定の目的】

- 市民や団体、事業者が管理・運営する公園を増やしていくことを目指した。

目標
3か所

(平成28年3月時点)

現在
11か所

(令和6年3月時点)

達成

緑の満足度に関する指標

緑や水辺の保全や自然環境に対する満足度を75%以上に増やします。

公園や遊び場の管理の状況に対する満足度を50%以上に増やします。

【現行計画における指標設定の目的】

- 多くの市民がつくば市の緑や水辺に愛着を持ち、満足している状態を目指した。
- 公園の適切な維持管理や再整備、管理運営などを通して、満足度の向上を目指した。

今後のアンケート調査で集計予定

未達成

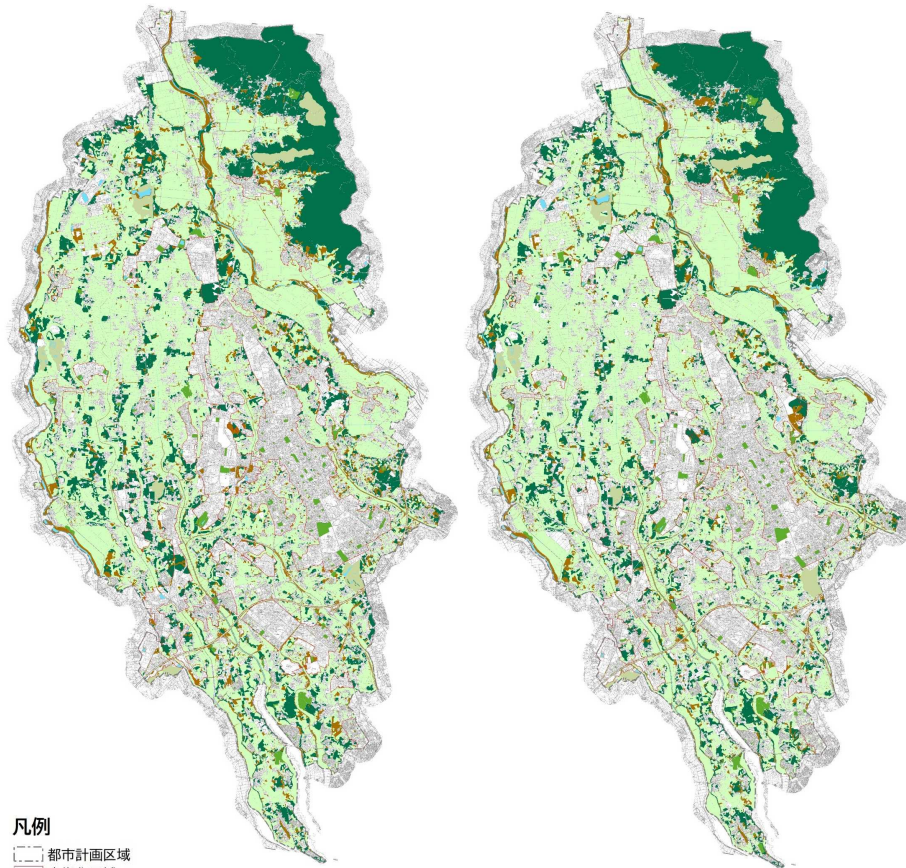
樹林地、農地、公園緑地などをあわせ、市域の60%以上の緑を維持します。

策定時
63.2%

(平成24年度都市計画基礎調査)

現在
59.9%

(令和4年度都市計画基礎調査)



凡例

都市計画区域
市街化区域農地(田)、農地(畑)
山林
原野・荒野・牧野
水面
その他(海浜等)公園・緑地、公共空地
ゴルフ場
その他

図2 緑地等現況図

【出典】「土地利用現況図」
平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

区分		平成24年度		令和4年度		変化(令和4年度-平成24年度)	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	ポイント
緑地	農地(田)、農地(畑)	10761.37	37.9	10276.00	36.2	-485.37	-1.7
	山林	4672.18	16.5	4357.30	15.4	-314.88	-1.1
	原野・荒野・牧野	1509.36	5.3	1315.70	4.6	-193.66	-0.7
	水面	274.93	1.0	240.60	0.9	-34.33	-0.1
	その他(海浜等)	0.00	0.0	30.20	0.1	30.20	0.1
	公園・緑地・公共緑地	307.27	1.1	370.20	1.3	62.93	0.2
	ゴルフ場	394.32	1.4	396.80	1.4	2.48	0.0
	小計	17919.42	63.2	16986.80	59.9	-932.62	-3.3
その他	住宅用地、併用住宅用地	3260.12	11.5	3622.10	12.8	361.98	1.3
	商業用地、工業用地	1320.37	4.7	2661.60	9.4	1341.23	4.7
	公共用地、文教厚生用地	2124.58	7.5	1030.80	3.6	-1093.78	-3.9
	道路用地、駐車場用地	2385.35	8.4	2509.40	8.8	124.05	0.4
	鉄道路地	14.02	0.1	15.10	0.1	1.08	0.0
	その他の空地等	1348.15	4.8	1546.20	5.5	198.05	0.7
	小計	10452.58	36.8	11385.20	40.1	932.62	3.3
合計		28372.00	100	28372.00	100	-	-

表1 土地利用別緑地等の現況

【出典】「土地利用分類別面積・構成比総括調査」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査から独自集計

※ 端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

※ 都市計画基礎調査では、必要に応じて土地利用区分の見直しを実施されており、実際の土地利用の状況に変化はないものの、数値上緑地が増減していることがあります。

○土地利用

- 緑地等の中では農地が最も割合が大きく、次いで山林が多い。
- 緑地等は全体的に減少傾向にあり、特に農地や山林が減少している。
- 緑地率は、平成24年度から令和4年度までの10年間で63.2%から59.9%へと、3.3ポイント減少。
- 農地が1.7ポイント、山林が1.1ポイント、原野・荒地・牧野が0.7ポイント、水面が0.1ポイント減少。
- その他（海浜等）が0.1ポイント、公園・緑地・公共緑地が0.2ポイント増加。

○土地利用区分ごとの緑地増減理由の仮説

【農地】

- 近年、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、市内の遊休農地が年々増加している。遊休農地では、固定資産税等の負担を軽減するため、少しでも収入を得られるよう、土地を太陽光発電や共同住宅、駐車場等へ転用するケースが増加しているのではないかと考えられる。

【山林】

- 里山林の樹木や落ち葉は薪や肥料として活用されてきたが、ガスや化学肥料などの普及により活用する機会が減少し、管理が行き届かない山林が増加している。こういった山林では倒木リスクなどもあることから、樹木が伐採され、太陽光発電や共同住宅、駐車場等へ転用するケースもあるのではないかと考えられる。

【原野・荒野・牧野】

- 活用方法が少ないこれらの土地から少しでも収入を得るため、土地を太陽光発電や駐車場、資材置き場等に転用するケースが増加しているのではないかと考えられる。

【公園・緑地・公共緑地】

- 土地区画整理事業地内などで公園の整備が順次進められていることから、増加している。

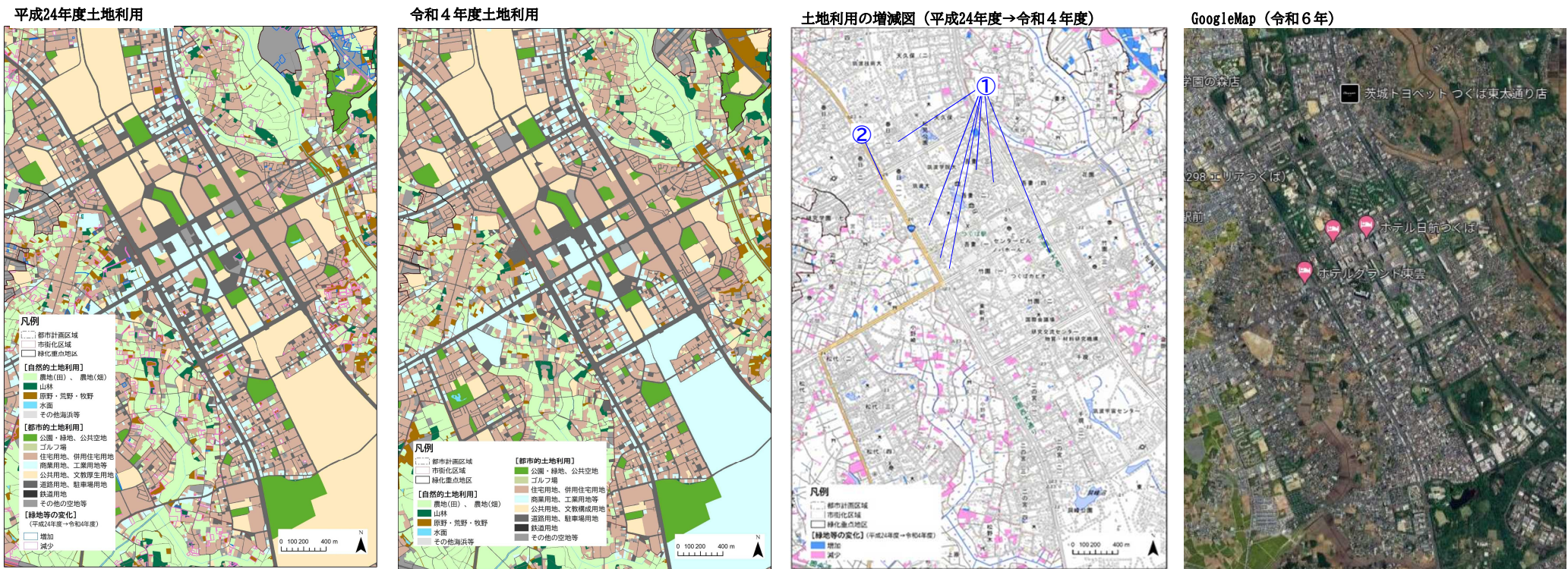


図 3 学園地区（中心市街地）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus/CNES/Airbus/Landsat/Copernicus, Maxar Technologies,地図データ©2024

区分		平成24年度		令和4年度		変化(令和4年度-平成24年度)	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	ポイント
緑地	農地(田)、農地(畑)	0.77	0.4	0.95	0.5	0.19	0.1
	山林	0.52	0.3	0.12	0.1	-0.40	-0.2
	原野・荒野・牧野	0.40	0.2	0.28	0.1	-0.12	-0.1
	水面	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	その他(海浜等)	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	公園・緑地・公共緑地	15.90	7.7	15.90	7.7	0.00	0.0
	ゴルフ場	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	小計	17.58	8.5	17.25	8.3	-0.33	-0.2
その他	住宅用地、併用住宅用地	54.20	26.2	59.55	28.8	5.35	2.6
	商業用地、工業用地	30.25	14.6	31.04	15.0	0.79	0.4
	公共用地、文教厚生用地	37.51	18.1	35.57	17.2	-1.94	-0.9
	道路用地、駐車場用地	62.39	30.2	60.42	29.2	-1.98	-1.0
	鉄道用地	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	その他の空地等	4.85	2.4	2.96	1.4	-1.89	-0.9
	小計	189.20	91.5	189.53	91.7	0.33	0.2
合計		206.78	100	206.78	100	-	-

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

平成24年度と令和4年度土地利用の比較

- 緑地率は、平成24年度から令和4年度までの10年間で8.5%から8.3%へと、0.2ポイント減少。
- 山林が0.2ポイント、原野・荒野・牧野が0.1ポイント減少。
- 農地が0.1ポイント増加。
- 図上では、土地利用の変化はほとんど見られない。

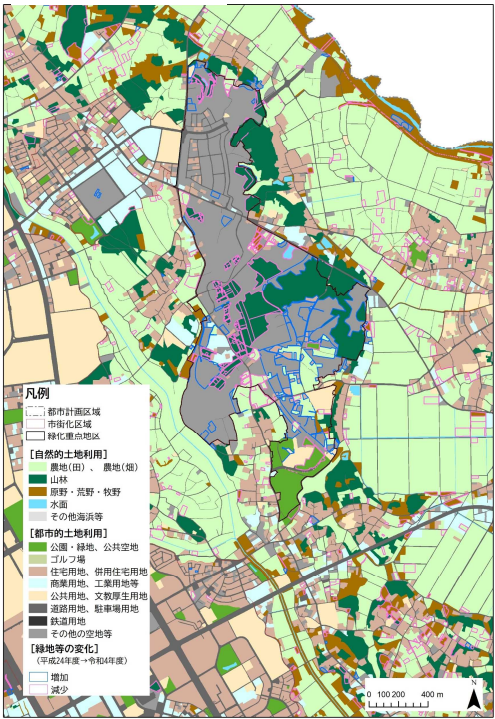
(令和4年度土地利用・図示番号)

- ① 多数の緑豊かな国家公務員宿舎が筑波研究学園都市の建設に伴い整備されたが、宿舎の廃止に伴い民間へ土地の払下げが行われ、宅地分譲等開発が行われた。こうした背景もあり、土地利用現況図上では変化が見られないものの、つくば市の特徴的な緑が減少している箇所がある。
- ② 市道路管理課では街路樹の維持管理指針を定め、街路樹の維持管理・更新を行うことで都市の緑の保全を図っているが、伐採された箇所も見られる。

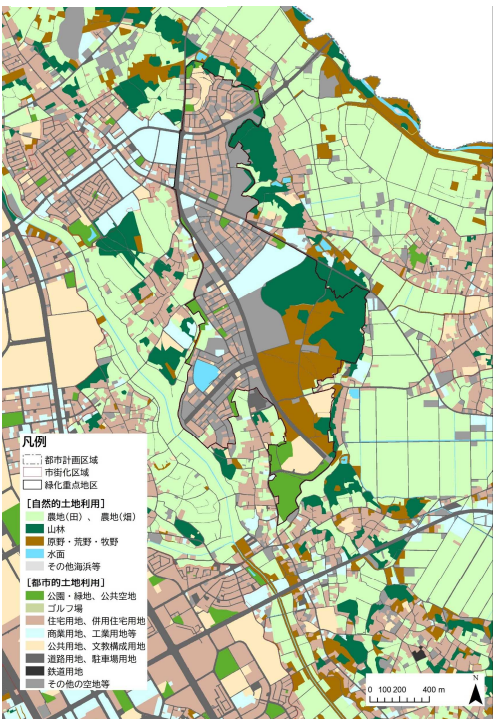
表 2 学園地区（中心市街地）の土地利用別緑地等の現況

〔出典〕「土地利用分類別面積・構成比総括調査」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査から独自集計

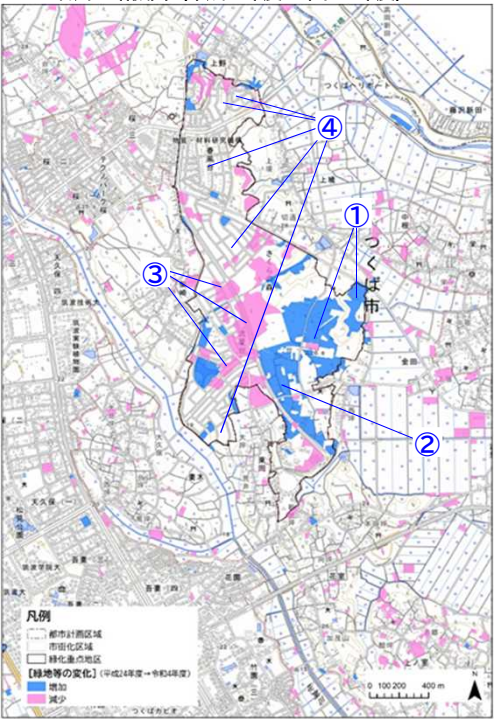
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度）



GoogleMap（令和6年）

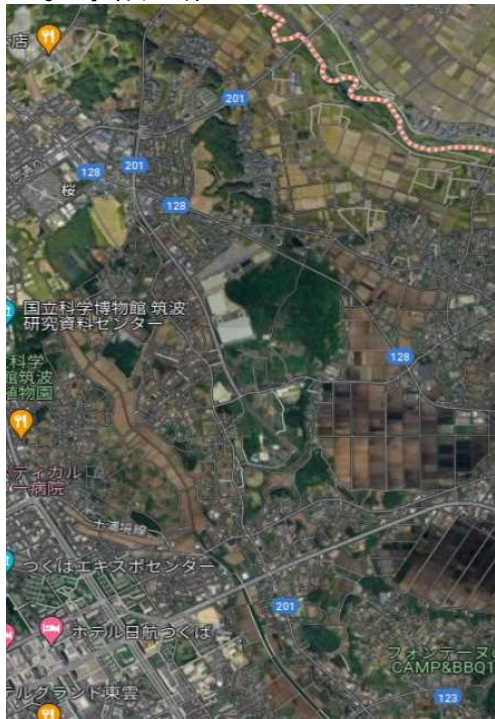


図4 T X沿線地区（中根・金田台地区）の緑地等現況比較図
【出典】「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus/CNES/Airbus,Landsat/Copernicus, Maxar Technologies,地図データ©2024

区分		平成24年度		令和4年度		変化(令和4年度-平成24年度)	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	ポイント
緑地	農地(田)、農地(畑)	12.29	6.5	2.38	1.3	-9.91	-5.2
	山林	35.29	18.6	24.61	13.0	-10.68	-5.6
	原野・荒野・牧野	1.97	1.0	26.62	14.0	24.65	13.0
	水面	0.58	0.3	2.41	1.3	1.83	1.0
	その他(海浜等)	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	公園・緑地・公共緑地	9.42	5.0	11.56	6.1	2.13	1.1
	ゴルフ場	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	小計	59.56	31.4	67.58	35.6	-8.03	4.2
その他	住宅用地、併用住宅用地	6.13	3.2	29.16	15.4	23.04	12.1
	商業用地、工業用地	2.49	1.3	11.74	6.2	9.25	4.9
	公共用地、文教厚生用地	5.13	2.7	10.00	5.3	4.87	2.6
	道路用地、駐車場用地	10.62	5.6	25.09	13.2	14.47	7.6
	鉄道用地	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	その他の空地等	105.97	55.8	46.31	24.4	-59.66	-31.4
	小計	130.33	68.6	122.31	64.4	-8.03	-4.2
	合計	189.89	100	189.89	100	-	-

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

平成24年度と令和4年度土地利用の比較

- 緑地率は、平成24年度から令和4年度までの10年間で31.4%から35.6%へと、4.2ポイント増加。
- 農地が5.2ポイント、山林が5.6ポイント減少。
- 原野・荒地・牧野は13.0ポイント、水面が1ポイント、公園・緑地・公共緑地が1.1ポイント増加。

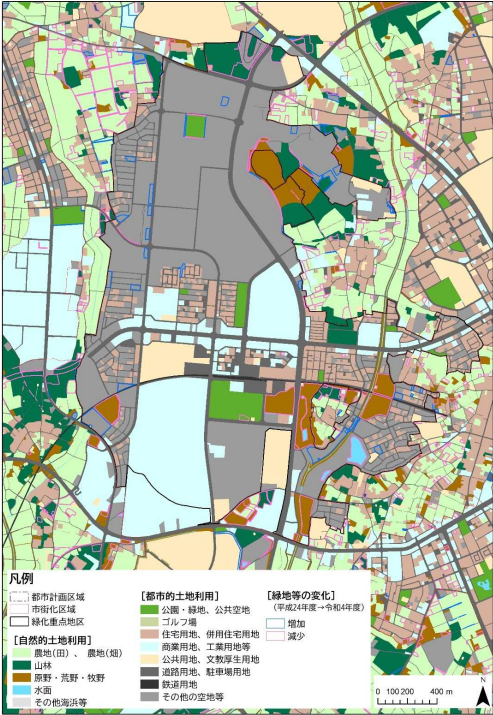
（令和4年度土地利用・図示番号）

- ① 一部で山林の増加が見られるが実際の土地利用の状況に変化は見られない。
- ② その他空地在山林や原野・荒野・牧野に変化した箇所がありますが、これらの多くは、土地利用区分の見直しによる変化であると思われ、実際の土地利用の状況に変化は見られない。
- ③ 土地区画整理事業の進行により、山林が住宅用地等に変化し、緑が減少している箇所が見られる。
- ④ 土地利用現況図上では確認できないが、住宅用地の中には景観協定等によって緑地が住宅地内又は住宅敷地内に多く確保されている箇所もある。

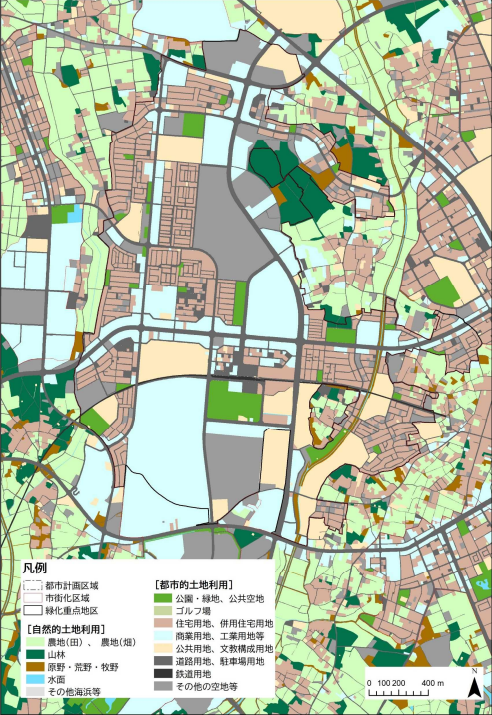
表3 T X沿線地区（中根・金田台地区）の土地利用別緑地等の現況

【出典】「土地利用分類別面積・構成比総括調査」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査から独自集計

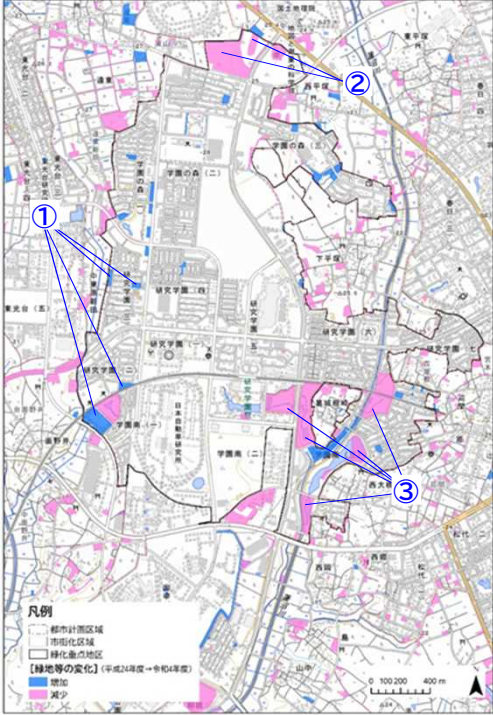
平成24年度土地利用



令和 4 年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和 4 年度）



GoogleMap（令和 6 年）

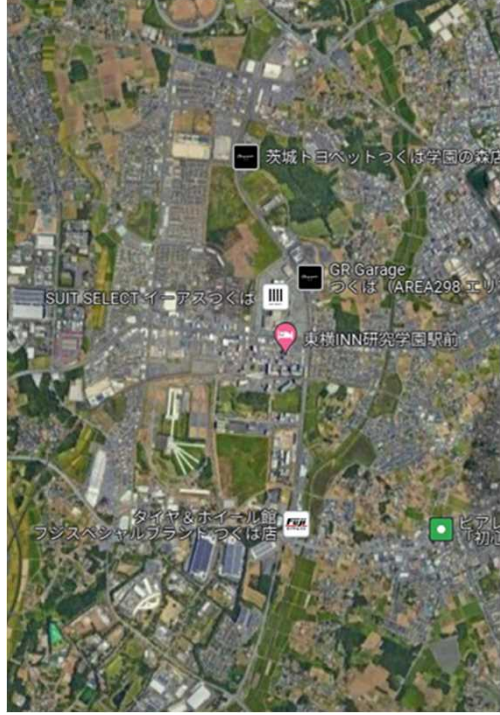


図 5 T X沿線地区（葛城地区）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和 4 年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus,CNES/Airbus,Landsat/Copernicus,
Maxar Technologies,地図データ©2024

区分		平成24年度		令和4年度		変化(令和4年度-平成24年度)	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	ポイント
緑地	農地(田)、農地(畑)	0.74	0.2	0.42	0.1	-0.32	-0.1
	山林	15.25	3.2	8.38	1.7	-6.86	-1.4
	原野・荒野・牧野	22.59	4.7	5.65	1.2	-16.94	-3.5
	水面	3.16	0.7	0.97	0.2	-2.19	-0.5
	その他(海浜等)	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	公園・緑地・公共緑地	12.39	2.6	21.35	4.4	8.96	1.9
	ゴルフ場	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	小計	54.13	11.2	36.78	7.6	-17.35	-3.6
その他	住宅用地、併用住宅用地	37.36	7.7	107.99	22.3	70.63	14.6
	商業用地、工業用地	81.06	16.7	119.89	24.7	38.83	8.0
	公共用地、文教厚生用地	14.89	3.1	50.06	10.3	35.17	7.3
	道路用地、駐車場用地	75.88	15.7	91.77	18.9	15.89	3.3
	鉄道用地	2.33	0.5	2.36	0.5	0.03	0.0
	その他の空地等	219.05	45.2	75.85	15.7	-143.20	-29.5
	小計	430.57	88.8	447.92	92.4	17.35	3.6
合計		484.70	100	484.70	100	-	-

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

平成24年度と令和 4 年度土地利用の比較

- 緑地率は、平成24年度から令和 4 年度までの10年間で11.2%から7.6%へと3.6ポイント減少。
- 農地が0.1ポイント、山林が1.4ポイント、原野・荒地・牧野が3.5ポイント、水面が0.5ポイント減少。
- 公園・緑地・公共緑地が1.9ポイント増加。

（令和 4 年度土地利用・図示番号）

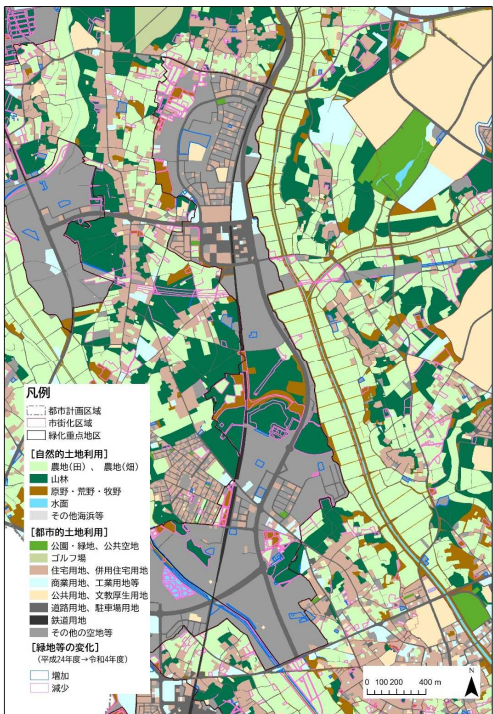
- ① 公園・緑地等の整備により、緑が増加している箇所が見られる。
- ② 山林の樹木が伐採されその他空地に変化し、大きく緑が減少した。
- ③ 原野・荒野・牧野や水面が公共用地に変化している箇所があります。これは土地利用区分の見直しによる変化であると思われ、実際の土地利用の状況に変化は見られない。

表 4 T X沿線地区（葛城地区）の
土地利用別緑地等の現況

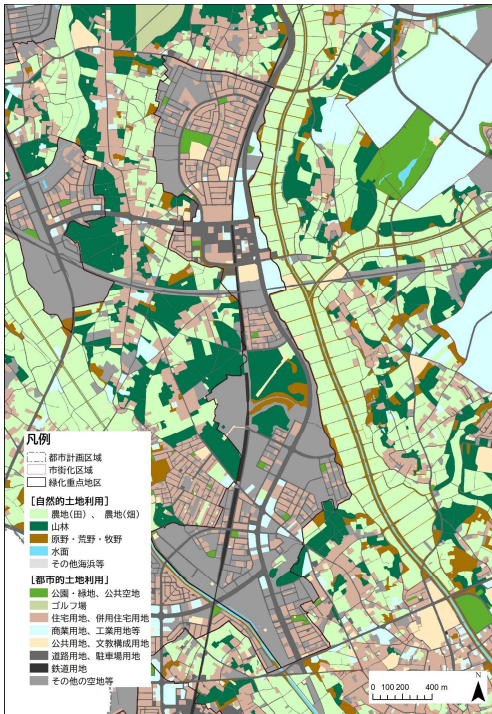
〔出典〕「土地利用分類別面積・構成比総括調査」
平成24年度及び令和 4 年度都市計画基礎調査から独自集計

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

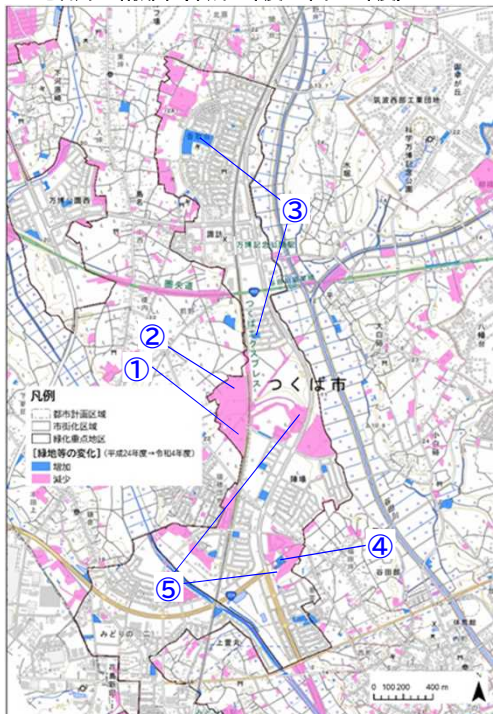
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度）



GoogleMap（令和6年）



図7 T X沿線地区（島名・福田坪地区）の緑地等現況比較図

〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus/CNES/Airbus/Landsat/Copernicus, Maxar Technologies, 地図データ©2024

区分		平成24年度		令和4年度		変化(令和4年度-平成24年度)	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	ポイント
緑地	農地(田)、農地(畑)	10.27	4.2	1.77	0.7	-8.50	-3.5
	山林	32.99	13.6	14.16	5.8	-18.83	-7.8
	原野・荒野・牧野	12.80	5.3	4.43	1.8	-8.37	-3.5
	水面	0.00	0.0	0.17	0.1	0.17	0.1
	その他(海浜等)	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	公園・緑地・公共緑地	0.56	0.2	4.27	1.8	3.71	1.5
	ゴルフ場	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
小計		56.63	23.3	24.81	10.2	-31.82	-13.1
その他	住宅用地、併用住宅用地	14.65	6.0	45.97	18.9	31.32	12.9
	商業用地、工業用地	5.44	2.2	12.84	5.3	7.39	3.0
	公共用地、文教厚生用地	2.14	0.9	4.72	1.9	2.58	1.1
	道路用地、駐車場用地	35.74	14.7	52.20	21.5	16.46	6.8
	鉄道用地	4.78	2.0	4.80	2.0	0.02	0.0
	その他の空地等	123.50	50.9	97.56	40.2	-25.94	-10.7
	小計	186.27	76.7	218.09	89.8	31.82	13.1
合計		242.90	100	242.90	100	-	-

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

平成24年度と令和4年度土地利用の比較

- 緑地率は、平成24年度から令和4年度までの10年間で23.3%から10.2%へと、13.1ポイント減少。
- 農地が3.5ポイント、山林が7.8ポイント、原野・荒野・牧野が3.5ポイント減少。
- 水面は0.1ポイント、公園・緑地・公共緑地が1.5ポイント増加。

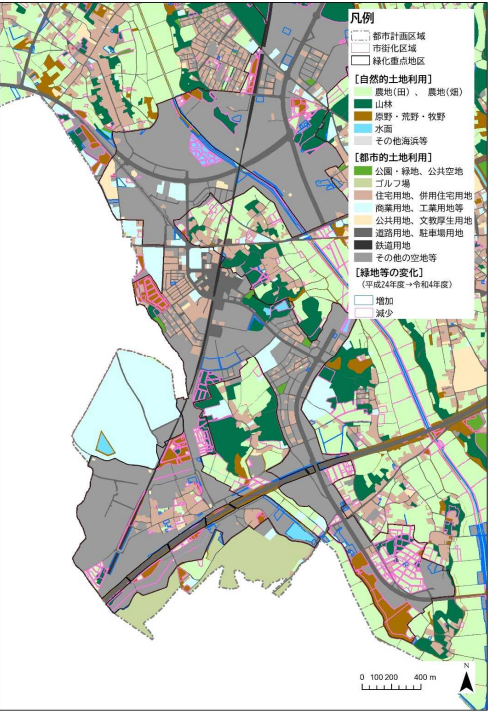
（令和4年度土地利用・図示番号）

- ① 土地区画整理事業の進行により、山林等が住宅用地等に変化し、緑が減少している箇所が見られる。
- ② 地区計画により緑地保全型民有緑地として緑地が確保される予定。
- ③ 都市公園等の整備によって、緑が増加している箇所もある。
- ④ 国道354号線バイパスの整備が予定されており、予定地周辺の地区内外において開発等による緑への影響が予想される。
- ⑤ 島名・福田坪地区も土地区画整理事業が進行中であり、T X沿線地区の中では比較的緑地の減少量が多いが、その他空地等の一部に都市公園や都市緑地の整備予定地も含まれているため、地区内の一部では緑地の割合が増加することが予想される。

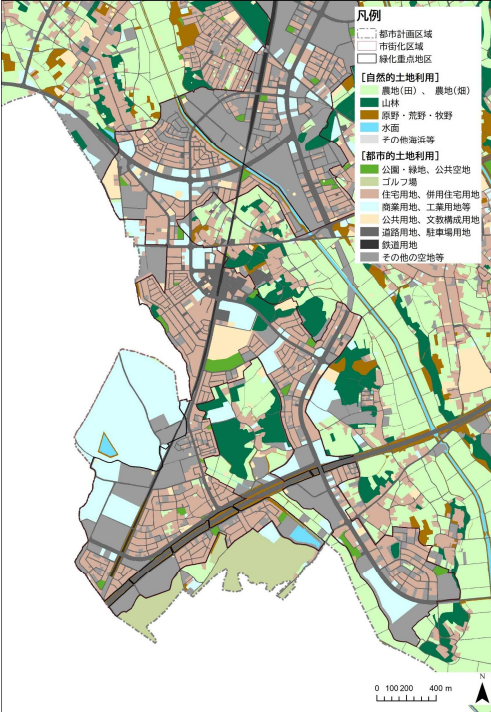
表6 T X沿線地区（島名・福田坪地区）の土地利用別緑地等の現況

〔出典〕「土地利用分類別面積・構成比総括調査」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査から独自集計

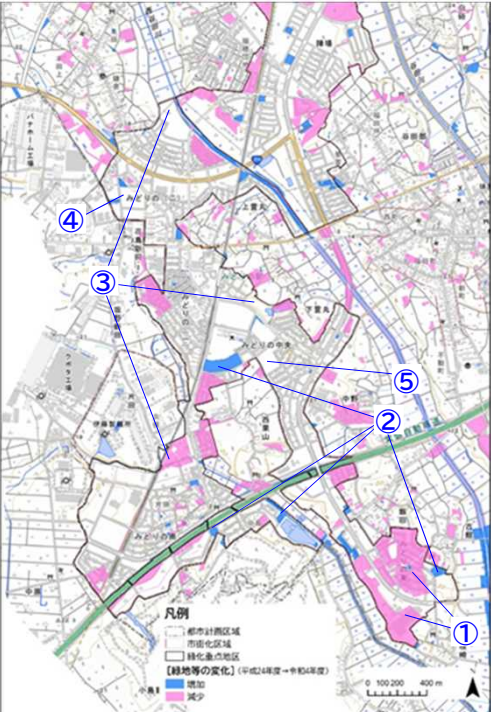
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度）



GoogleMap（令和6年）



図8 TX沿線地区（萱丸地区）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus/CNES/Airbus,Landsat/Copernicus, Maxar Technologies,地図データ©2024

区分		平成24年度		令和4年度		変化(令和4年度-平成24年度)	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	ポイント
緑地	農地(田)、農地(畑)	15.60	5.3	1.38	0.5	-14.22	-4.9
	山林	11.10	3.8	4.11	1.4	-6.99	-2.4
	原野・荒野・牧野	16.32	5.6	3.33	1.1	-12.99	-4.4
	水面	5.58	1.9	3.04	1.0	-2.55	-0.9
	その他(海浜等)	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	公園・緑地・公共緑地	1.01	0.4	6.36	2.2	5.35	1.8
	ゴルフ場	0.00	0.0	0.02	0.0	0.01	0.0
	小計	49.61	17.0	18.23	6.2	-31.38	-10.7
その他	住宅用地、併用住宅用地	21.33	7.3	95.16	32.5	73.84	25.2
	商業用地、工業用地	7.71	2.6	33.24	11.4	25.54	8.7
	公共用地、文教厚生用地	3.15	1.1	11.26	3.9	8.12	2.8
	道路用地、駐車場用地	40.10	13.7	62.14	21.2	22.03	7.5
	鉄道用地	2.92	1.0	2.92	1.0	0.00	0.0
	その他の空地等	167.88	57.4	69.74	23.8	-98.14	-33.5
	小計	243.09	83.1	274.47	93.8	31.38	10.7
	合計	292.70	100	292.70	100	-	-

平成24年度と令和4年度土地利用の比較

- 緑地率は、平成24年度から令和4年度までの10年間で17.0%から6.2%へと、10.7ポイント減少。
- 農地が4.9ポイント、山林が2.4ポイント、原野・荒地・牧野が4.4ポイント、水面が0.9ポイント減少。
- 公園・緑地・公共緑地が1.8ポイント増加。

（令和4年度土地利用・図示番号）

- ① 農地や原野・荒地・牧野が住宅用地等に変化し、緑が減少している箇所が見られる。
- ② 都市公園の整備によって、緑が増加している箇所もある。
- ③ 萱丸地区のその他空地の一部に都市公園や都市緑地の整備予定地が含まれているため、地区内の一部では、緑地の割合が増加することが予想される。
- ④ 土地利用現況図上は変化がありませんが、空地に大規模な太陽光発電設備が整備された。
- ⑤ 鹿島アントラーズの練習施設があり、航空写真上では緑色に見えるが、現地の大部分は人工芝のグラウンドとなっている。

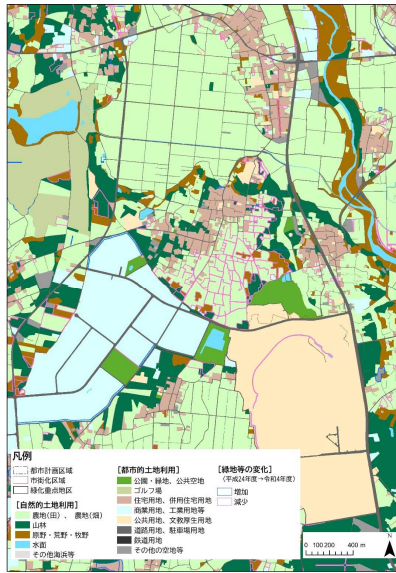
表7 TX沿線地区（萱丸地区）の土地利用別緑地等の現況

〔出典〕「土地利用分類別面積・構成比総括調査」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査から独自集計

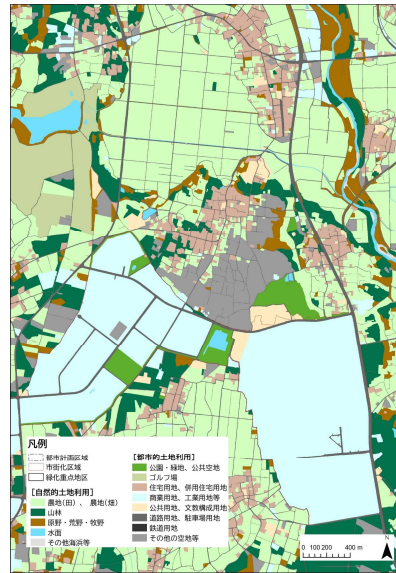
※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

田園地区（水守周辺）

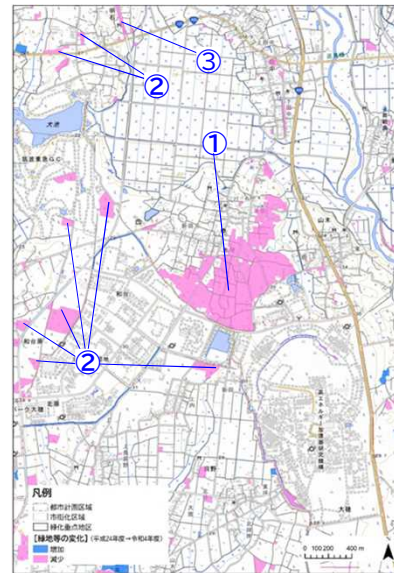
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度） GoogleMap（令和6年）

平成24年度と
令和4年度土地利用の比較
（令和4年度土地利用・図示番号）

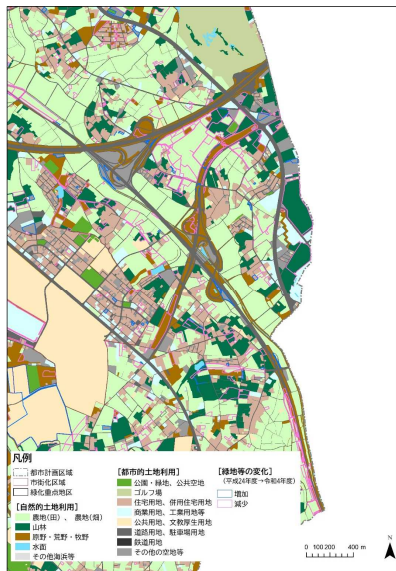
- ① 大規模太陽光発電設備の設置によって、大きく農地が減少した。しかし、一部の太陽光発電は営農型太陽光発電として設置されているため、パネルの下は農地として活用されている。
- ② その他の箇所の多くも中小規模の太陽光発電設備の設置により緑が減少している。
- ③ 県道45号線の整備が進み、緑が減少している。

図9 田園地区（水守周辺）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

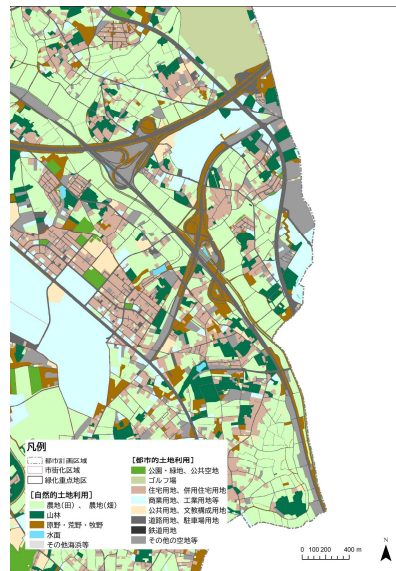
画像©2024 Airbus,CNES/Airbus,Landsat/Copernicus,
Maxar Technologies,地図データ©2024

田園地区（稲岡周辺）

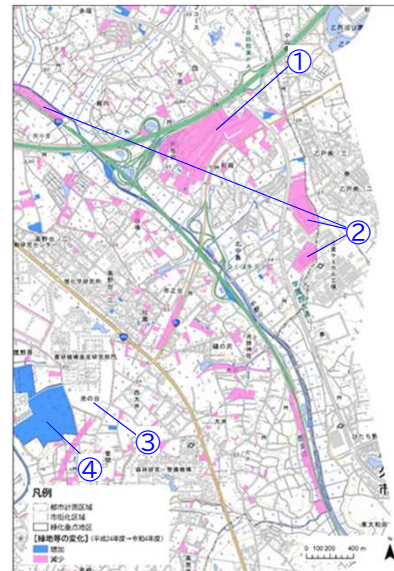
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度） GoogleMap（令和6年）

平成24年度と
令和4年度土地利用の比較
（令和4年度土地利用・図示番号）

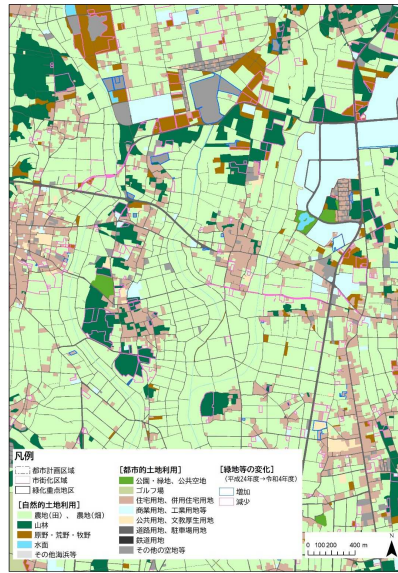
- ① 大型商業施設の立地によって大きく緑が減少した。
- ② 工場の建設や道路の整備による緑の減少が見られる。
- ③ 研究機関の圃場などが緑地以外の土地利用区分として分類されている。
- ④ 実際の土地利用に変化は見られないため、研究機関の圃場が土地利用区分の見直しにより農地に修正されたものと思われる。

図10 田園地区（稲岡周辺）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

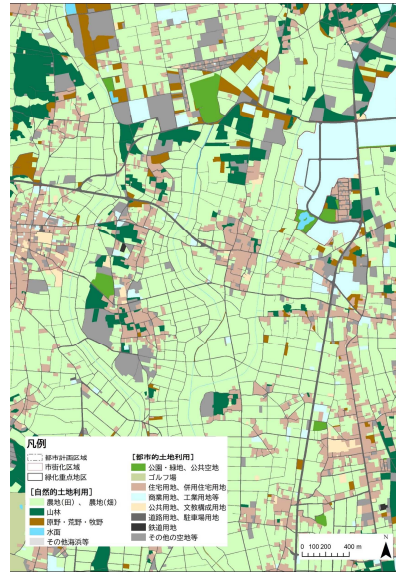
画像©2024 Airbus,CNES/Airbus,Landsat/Copernicus,
Maxar Technologies,地図データ©2024

田園地区（大砂周辺）

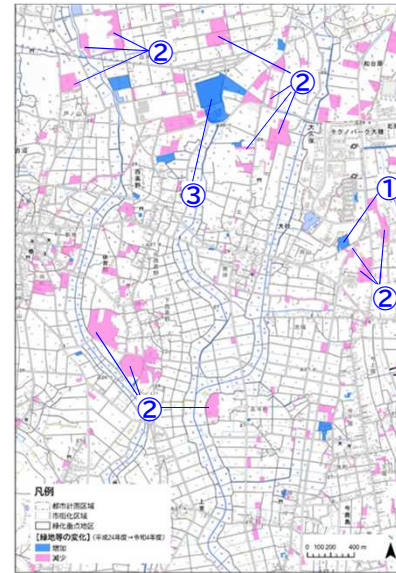
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度）



GoogleMap（令和6年）



平成24年度と
令和4年度土地利用の比較
（令和4年度土地利用・図示番号）

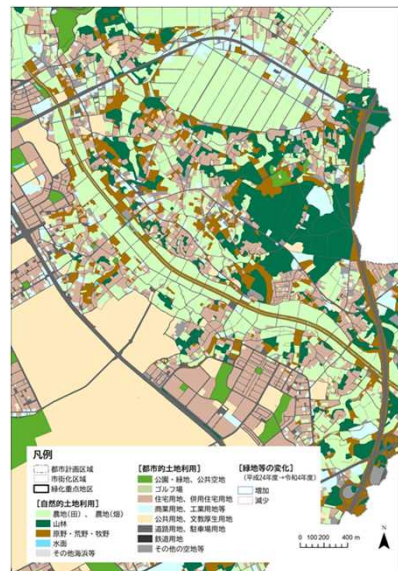
- ① 実際の土地利用に変化は見られないため、工場の一部が土地利用区分の見直しにより農地に修正されたものと思われる。
- ② 減少している箇所が多くは、山林から太陽光発電設備へ変化している。
- ③ 実際の土地利用に変化は見られないため、土地利用区分の見直しによりその他空地から公園・緑地・公共緑地に修正されたものと思われる。

図11 田園地区（大砂周辺）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

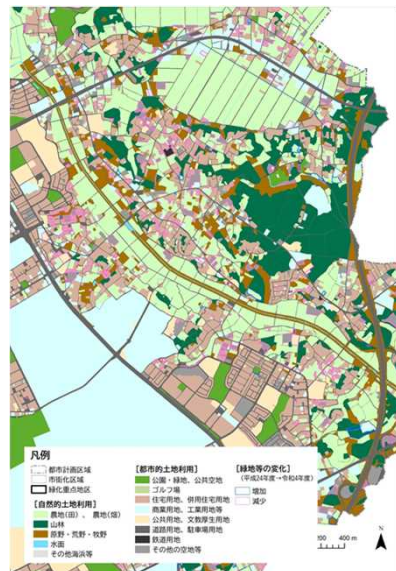
画像©2024 Airbus,CNES/Airbus,Landsat/Copernicus,
Maxar Technologies,地図データ©2024

田園地区（倉掛周辺）

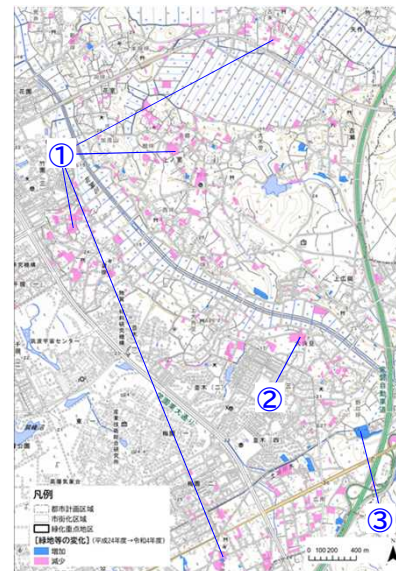
平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度）



GoogleMap（令和6年）



平成24年度と
令和4年度土地利用の比較
（令和4年度土地利用・図示番号）

- ① 戸建住宅や共同住宅などの開発による農地の減少が見られる。
- ② 保育園の開発により原野・荒野・牧野の減少が見られる。
- ③ 商業用地の一部が植樹地と思われる山林に変化し、緑が増加している。

図12 田園地区（倉掛周辺）の緑地等現況比較図
〔出典〕「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus,CNES/Airbus,Landsat/Copernicus,
Maxar Technologies,地図データ©2024

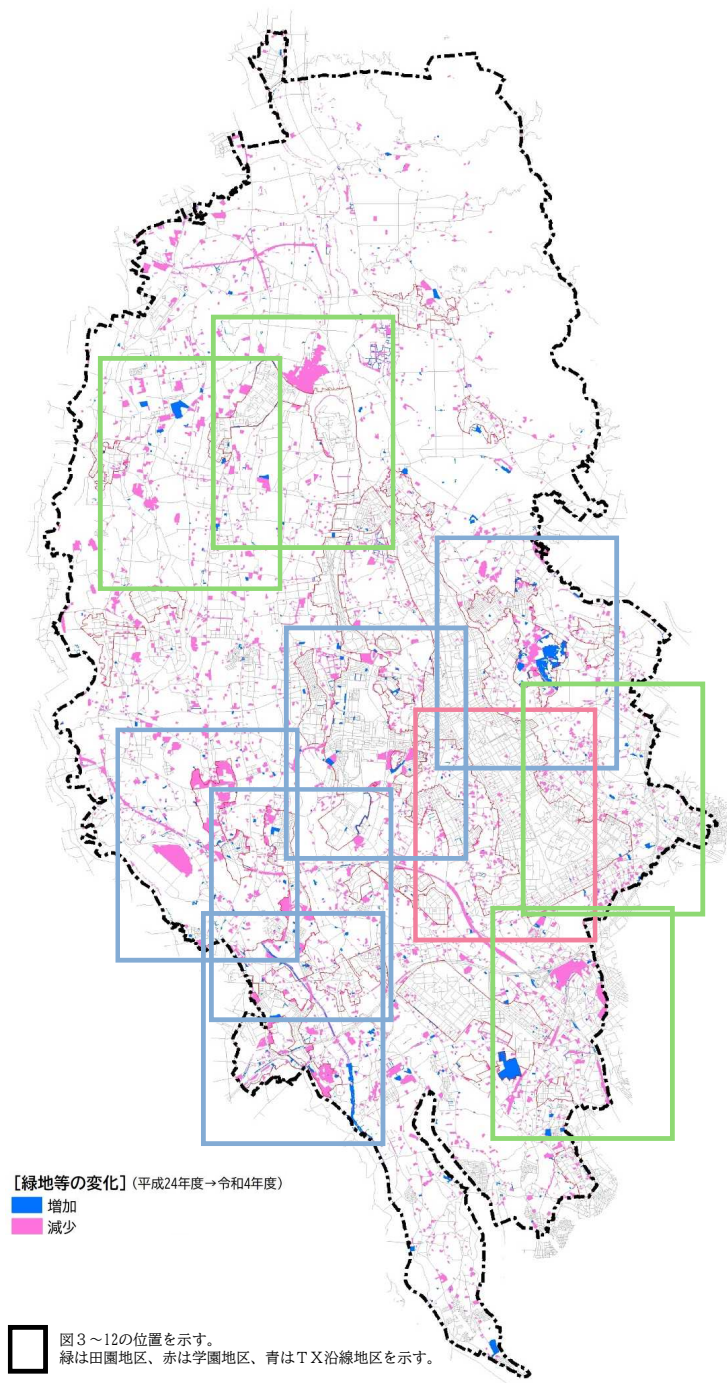


図13 緑地等増減図

【出典】「土地利用現況図」

平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

○まとめ

【市全体】

- 増加した箇所より減少した箇所が目立つ。

【田園地区】

- 道路（首都圏中央連絡自動車道・国道6号バイパス・国道125号バイパスなど）の整備によって線状に緑が減少している箇所がみられる。
- 農地や山林が太陽光発電施設の設置によって減少している箇所も多い。
- 地区内に多く点在する小規模な緑の減少は、住宅系建築物や商業系建築物の開発に伴う土地利用の変更によるものと考えられる。

【学園地区】

- 土地利用現況図上では、大きな変化は見られない。
- 公務員宿舍跡地売却に伴う開発や東西大通り等幹線道路の街路樹伐採等によって、筑波研究学園都市建設に伴い計画的に整備されてきた緑が減少している。

【TX沿線地区】

- TX沿線土地地区画整理事業による宅地整備等が進んでいる。
- 区画整理事業中である上河原崎・中西地区と島名・福田坪地区、商業施設や住宅等の立地が進む萱丸地区と葛城地区において特に多く緑の減少がみられる。
- 都市公園の整備等により緑が増加している箇所が多い地区がある。
- 緑の割合が低く、その他空地の割合が多い地区がある。

考察

- 田園地区では、農地や山林の消失が著しいことが課題。
- 学園地区では、赤塚公園から松見公園までをペDESTリアンデッキでつなぐグリーン軸をはじめ、全国でも類を見ない貴重な緑の保全が課題。
- TX沿線地区では、まちなかに緑が少ないことが課題。

- 公共施設の緑の整備・維持管理・更新を適切に行う必要がある。
- 民有地などにおいても緑を保全し、確保する取組みの検討が必要。

- 現行計画では都市計画基礎調査の土地利用現況をもとに緑地の現況量を検証しているが、よりつくば市の実情にあった算定方法等への転換を検討する必要がある。
- 市街地部においては、インフラ整備をはじめとした市街地開発とのバランスを図るために、緑視率を指標とすることの検討も必要。
 - 緑視率：ある定点から特定方法で撮影した写真の中に占める緑の割合。

未達成

都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。

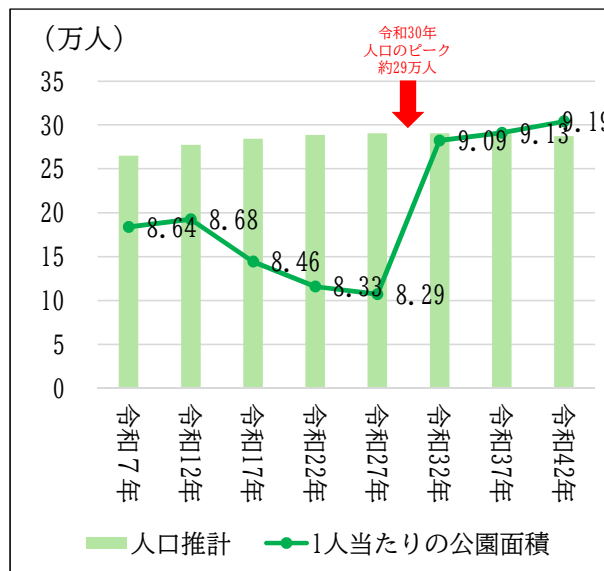
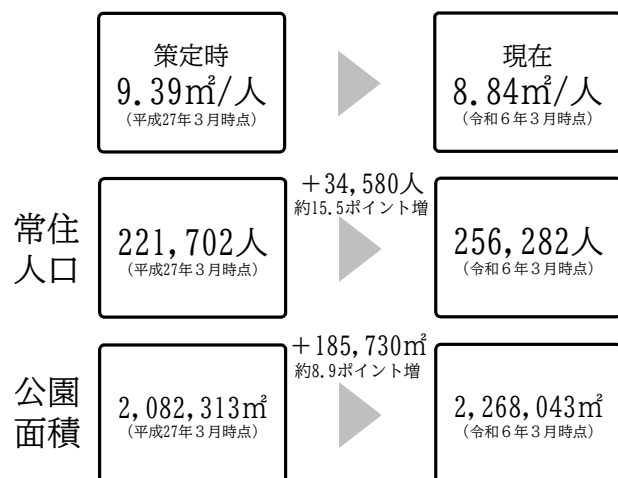


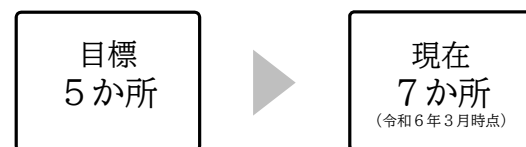
図14 都市公園の1人当たりの面積の将来予測

考察

- 市内の都市公園の面積の合計は約8.9ポイント増加。
- 人口は約15.5ポイント増加。
- 市民1人当たりの都市公園の面積は0.55㎡減少。
- 人口が策定時点の予想を大きく上回って増加したことに起因していると考えられる。
- 図14では以下のとおり仮定し、都市公園の市民1人当たりの面積の将来予測を行った。
 - 仮定1：人口はつくば市未来構想の将来人口目標のとおりに推移するものとする。
 - 仮定2：整備予定の都市公園は令和32年までに完了。ただし、都市公園は一定の面積ずつ増加するものとする。
 - 仮定3：以降公園の整備はないものとする。
- 今後、公園の整備の進捗により、1人当たりの公園面積は令和27年を境に増加に転じる。
- また、令和32年以降は都市公園の面積は増えないに関わらず、人口が減少に転じている影響で1人当たりの公園面積は引き続き増加傾向。
- 単に都市公園の整備状況のみならず、人口の増減にも大きく影響されるため、成果指標として適当か検討が必要。

達成

魅力ある公園づくりや公園のリニューアルを5か所以上で進めます。



達成状況		
魅力ある公園づくり	みどりの中央公園	都市公園整備事業
	香取台吉祥公園	都市公園整備事業
	みどりの東近隣公園	都市公園整備事業
公園のリニューアル	竹園サンパーク	都市公園再整備事業
	竹園西広場	公園施設設置・管理許可
	ろくまる公園	ろくまる公園リニューアル事業
	テダ松緑地	公募対象公園施設設置



図15 公園整備・再整備例
(みどりの東近隣公園、ろくまる公園、テダ松緑地)

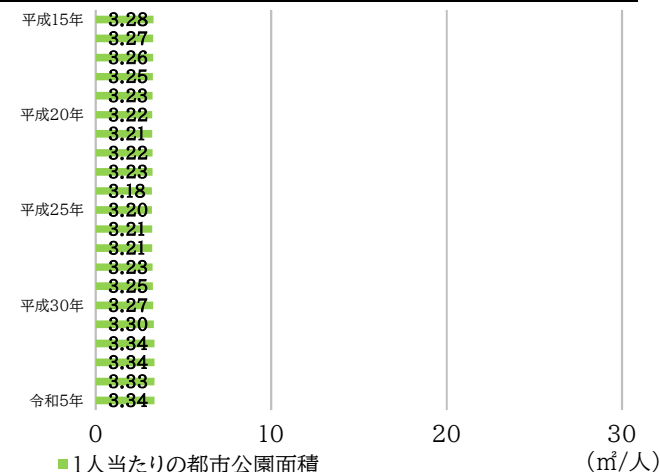
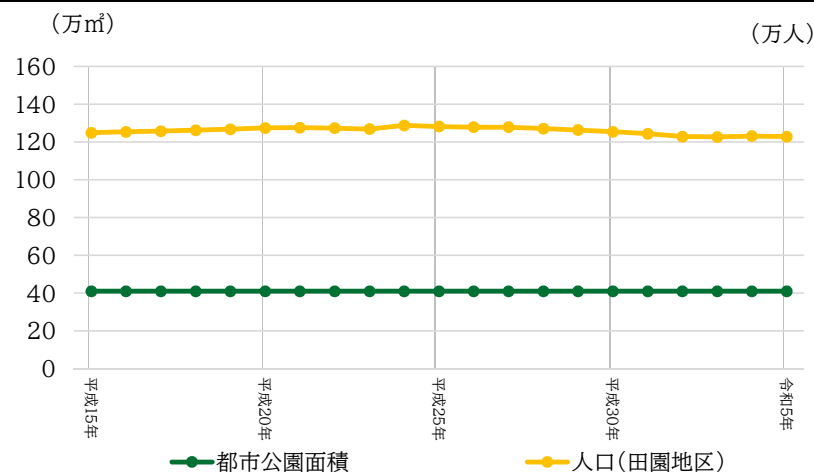
考察

- 都市公園整備事業で新たに3か所の近隣公園を整備。
- 公園のリニューアル等事業で3か所の街区公園と1か所の緑地を整備。
- 竹園西広場、ろくまる公園及びテダ松緑地については、民間事業者によって魅力ある公園のリニューアルが行われた。
- 魅力ある公園づくりや公園のリニューアルは、緑の質を高める上では重要な役割を果たす可能性もあるが、単なる遊具等設置は緑化等につながるものではないため、緑地の保全及び緑化の推進に係る計画の成果指標として適当か検討が必要。

○田園地区の都市公園面積

- 田園地区の公園は旧町村時代に整備されたもので、平成15年以降都市公園面積に変化はない。
- 人口にも大きな変化はないが、平成24年頃を境に減少傾向に転じている。
- 都市公園面積にも人口にも大きな変化がないため、都市公園の1人当たりの面積もほぼ変化していないが、成果指標の10㎡/人を大きく下回っている。

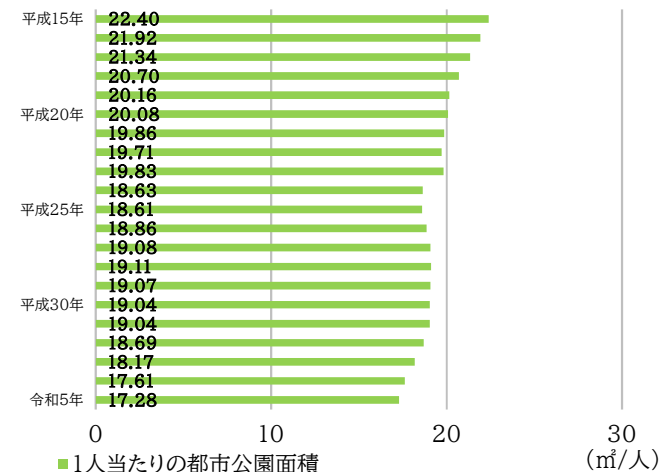
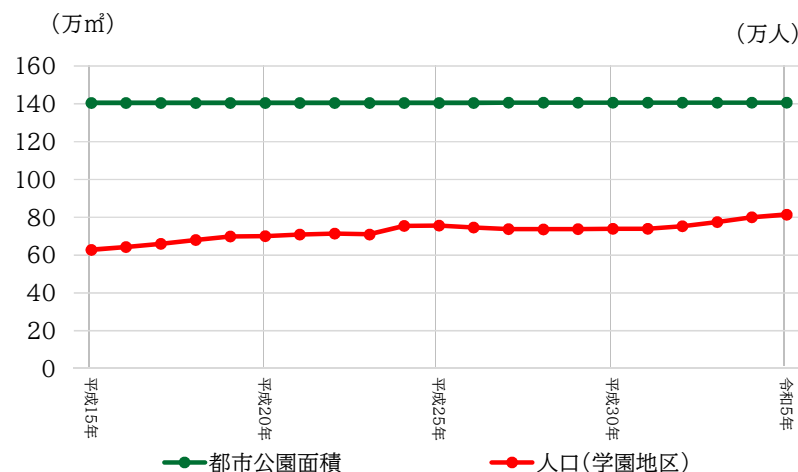
図16 都市公園の1人当たりの面積の推移（田園地区）



○学園地区の都市公園面積

- 都市公園が筑波研究学園都市建設に伴い同時期に多数整備された。
- 平成27年に民間の宅地分譲開発によって整備された公園の面積分、都市公園面積が増加しているが、都市公園面積に大きな変化はない。
- 人口も平成15年から令和5年にかけて増加傾向にあるが、すでに整備された公園が人口に対して十分にあるため、都市公園の1人当たりの面積は目標の10㎡/人を大きく超えている。

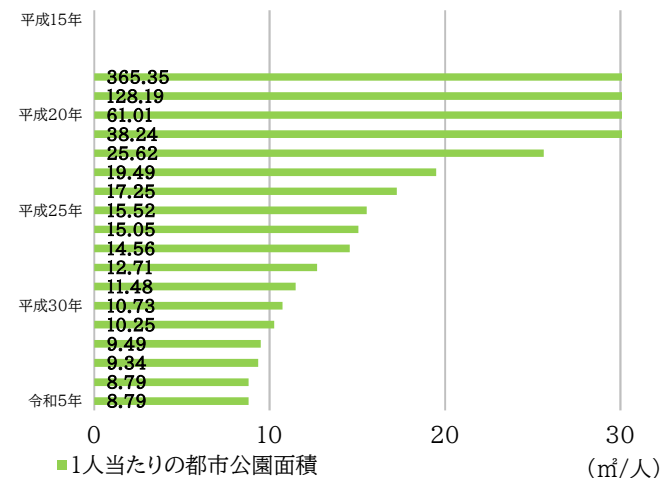
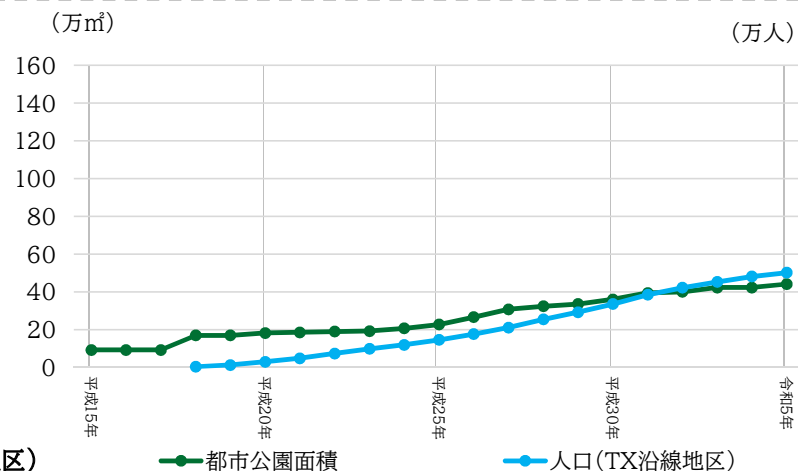
図17 都市公園の1人当たりの面積の推移（学園地区）



○TX沿線地区の都市公園面積

- 宅鉄法に基づき、つくばエクスプレス線と土地区画整理事業が一体的に進められ、都市公園の整備も順次進められている。
- 住民は平成18年に初めて集計され、以降他の2地区に比べ急激に人口が増加している。
- 都市公園面積の増加に対して、人口増加のペースが上回ったため、都市公園の1人当たりの面積は年々減少しており、令和2年から目標の10㎡/人を下回っている。
- TX沿線地区の計画人口8万人に対し、都市公園の計画面積は827,763㎡であることから、将来的には10㎡/人を達成する見込み。

図18 都市公園の1人当たりの面積の推移（TX沿線地区）



達成

アダプト・プログラムなどによる活動団体を100団体以上に増やします。

策定時 82団体 (平成27年10月時点)	現在 122団体 (令和6年3月時点)		
制度	策定時 (平成27年)	現在 (令和5年)	平成27年からの増減
アダプト・ア・パーク	35団体	51団体	16団体
アダプト・ア・ロード	19団体	24団体	5団体
多面的機能支払交付金 活動組織	28組織	47組織	19組織
ウェルカムフラワーCity つくば 活動団体	116団体	164団体	48団体
市民団体・NPO法人	20団体	—	—

考察

- ・ 現行計画では、緑に関する市民活動として、表に掲げる制度による団体を取り上げていたが、目標水準の指標としては赤字で囲った制度による団体のみ算定の対象としていた。
- ・ よって目標値である活動団体100団体以上に対しては、122団体という登録状況で、目標を達成。
- ・ 現行計画策定時に市民団体・NPO法人も取り上げていたが、当時の内訳が不明であり、比較が困難であることから、本資料においては検討から除外。
- ・ 公園等に強い思いを持つ方々などに向けてホームページや窓口で制度の宣伝を行い、これらの方々と協力関係を築けたことが、目標を達成した要因。

達成

市民などが主体で管理・運営する緑地を3か所以上確保します。

目標 3か所 (平成28年3月時点)	現在 11か所 (令和6年3月時点)
--------------------------	--------------------------

【緑景観住宅地区】

さくらの森地区

管理者：さくらの森景観緑地管理組合
位置：つくば市さくらの森地内

流星台地区

管理者：流星台景観緑地管理組合
位置：つくば市流星台地内

春風台地区

管理者：春風台まちづくり組合
位置：つくば市春風台地内

春風台北部地区

管理者：春風台北部景観緑地管理組合
位置：つくば市春風台地内

【認定市民緑地】

ソシエルみどりの ファームプレイス

設置管理者：株式会社プレイスメイキング研究所
位置：つくば市みどりの二丁目地内



図19 緑景観住宅地区
【出典】つくば市公式HP「TX沿線開発地区」



図20 認定市民緑地

【景観協定※】

※ 協定書において協定緑地が明確であるもの及び共有地が明示され当該共有地に植栽をする定めがあるもの

スマ・エコ シティつくば研究学園景観協定

管理者：景観協定運営委員会
位置：つくば市研究学園四丁目地内

春風台ヒュッゲガーデン街区景観協定

管理者：景観協定運営委員会
位置：つくば市春風台地内

ブリージアみどりのノースエリア景観協定

管理者：景観協定運営委員会
位置：つくば市みどりの二丁目地内

上河原崎D25地区景観協定

管理者：景観協定運営委員会
位置：つくば市高山地内

つくば市陣場E27街区②画地景観協定

管理者：景観協定運営委員会
位置：つくば市陣場地内

つくば市松代5丁目12番地景観協定

管理者：景観協定運営委員会
位置：つくば市松代5丁目地内

考察

- ・ 田園地区は身近な緑が多いためか、制度を活用して緑地を確保しようとする動きは見られなかった。
- ・ 学園地区は、市民が管理・運営する公共の緑が十分にあるためか、市民が管理運営する緑を確保する動きは少ない。
- ・ TX沿線地区内の宅地開発に伴い整備されるケースが多いと思われ、増加した箇所はこの地区に集中している。
- ・ 緑景観住宅地区では、地区内住民の緑地管理への協力度の違いから、緑地の管理状態に差がある。
- ・ 景観協定を締結した地区では、協定区域内住民のモチベーションに差があり、緑地の管理状態に差がある。
- ・ 緑景観住宅地区および景観協定区域内では、管理組織の運営の継続も課題。
- ・ 認定市民緑地は、認定されていた1件も令和6年3月末をもって認定市民緑地の管理期間が満了し、設置管理者から期間を延長しない旨の申し出があったため、令和6年9月現在では認定件数は0件。
- ・ 認定市民緑地の設置管理者にとって、税制優遇等メリットが少ないことから、認定数が伸び悩んでいると考えられる。
- ・ いずれの地区においても緑地を設置した後、いかにして質の高い緑の維持・管理を継続していくかが課題となっている。新計画においてはこのような観点にも焦点を置く必要がある。

○その他つくば市の強み

- ・世界の先端をいく知財・人材と研究教育施設が集積した国内最大級の科学の街
- ・一般市民の中にも生物多様性や緑に関する強い関心、幅広い知識を有する人材
- ・名峰筑波山や緑豊かな里山、実り豊かな田園、牛久沼などの水辺空間に代表される多様で豊富な自然環境
- ・国家プロジェクトである「筑波研究学園都市」として整備されてきた、全国でも類を見ない学園市街地の豊かな緑
- ・先人たちが守り、創造してきた「歴史・文化」などの地域資源

○その他つくば市の課題

- ・緑の価値への理解
- ・都市開発と緑地保全のバランス
- ・緑地の活用

新計画の策定方針（案）

つくば市の強みと課題を踏まえ、新計画においては以下の策定方針（案）を軸に今後の計画案検討を進めたいと考えております。

次世代に残す

つくば市の緑豊かな自然環境や実り豊かな田園環境、全国でも類を見ない筑波研究学園都市の連続した市街地の緑など、先人たちが思いを込めて残してきたものを将来にわたり保全することを目指す。

また、保全された緑が、積極的に活用され緑の価値を実感できる場を目指す。

どこを見ても緑が目に入る

市内でどこを見ても緑が目に入り、日常的に緑豊かなまちであると実感できる都市を目指す。また、街路樹等公共施設や商業施設の緑が確保され、市民が日常的に目にする緑（緑視率）を増やし、緑豊かであると実感できる都市を目指す。

緑の価値への理解・共有

緑を保全し確保していくためにはなぜ緑が必要なのか、緑にどのような意味があるのか、理解を深め、共有することが重要。市民だけでなく行政職員も含めた様々な主体が、緑の価値を実感・共有し、主体的に緑のまちづくりに関わっていく仕組みづくりを目指す。

具体的な施策

既存の緑の保全

公有地における
緑の確保

民有地における
緑の確保

緑の維持管理・
更新

つくば市が持つ人材の活用

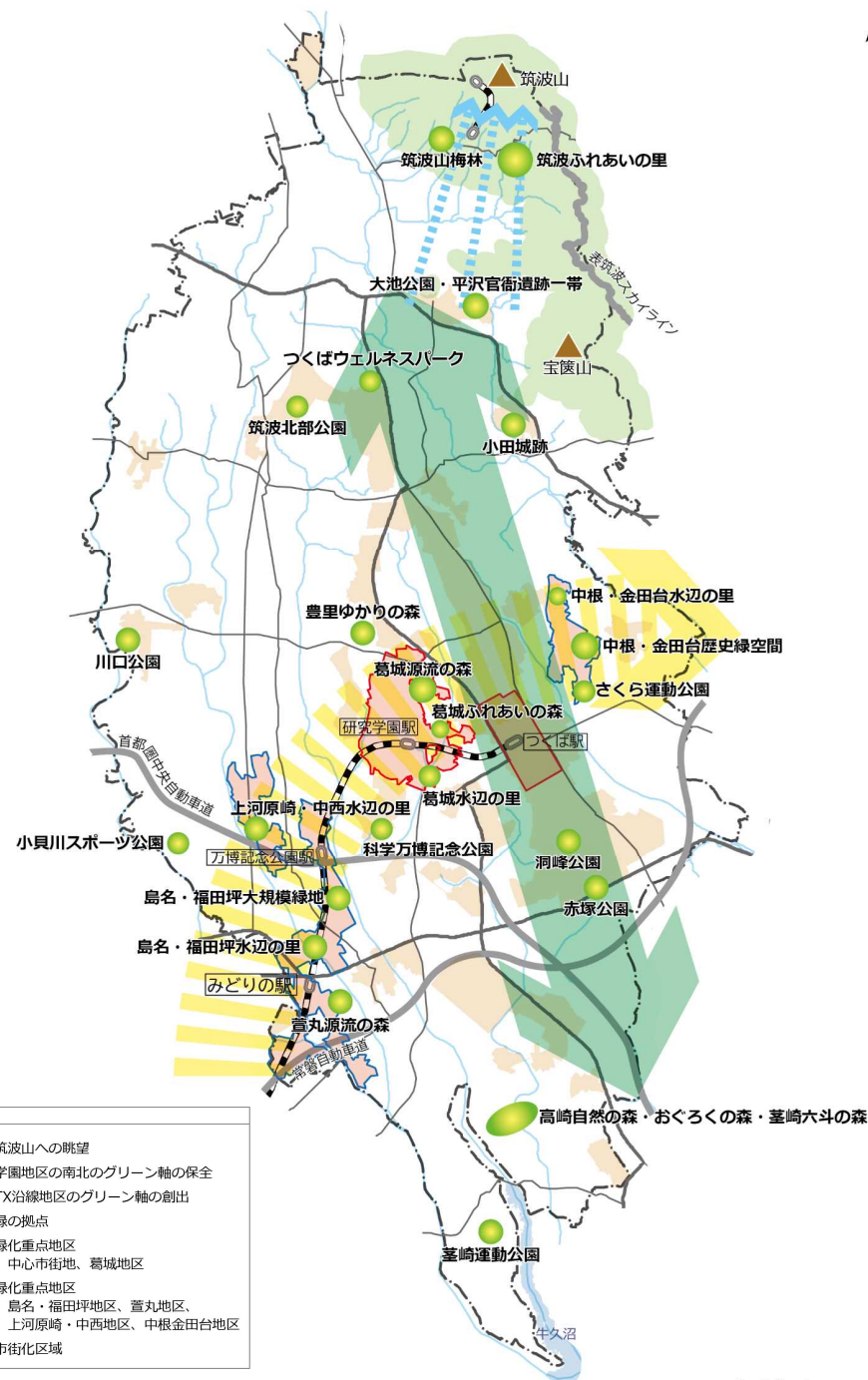


図21 新計画の策定方針案

「つくば市緑の基本計画 改訂版」変更（案）

1 変更事項

(1) 目標年次

新：令和8年度（2026年度）

旧：平成36年度（2024年度）

(2) 新旧対照表

該当頁等		新	旧
3 頁	第1章1.（3） 本文	計画の目標年次は、「つくば市未来構想」や「つくば市戦略プラン」との整合を図り、 <u>令和8年度</u> とします。	計画の目標年次は、「つくば市未来構想」や「つくば市戦略プラン」との整合を図り、 <u>平成36年度</u> とします。
3 頁	第1章1.（3） 図	目標年次（ <u>令和8年度</u> ）	目標年次（ <u>平成36年度</u> ）

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

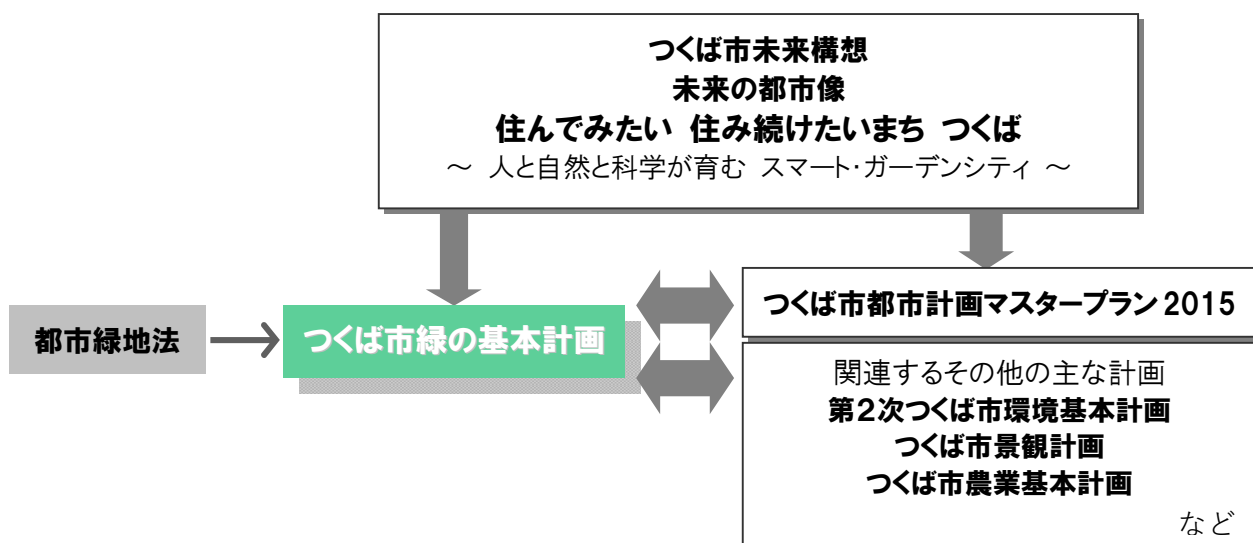
本計画は、本市の緑をとりまく状況を勘案しながら、目標や基本方針などを明らかにし、それを実現するための具体的な取り組み（施策）を定めます。

多様な緑を保全し、創出していくためには、多くの主体が連携・協働し取り組みを進める必要があることから、本計画は、このような主体の取り組みの方向性を明確にしながら、緑の保全、緑化の推進を図るための指針となります。

（１）計画の位置づけ

本計画は、「つくば市未来構想」を上位計画として、「つくば市都市計画マスタープラン」「第2次つくば市環境基本計画」などの各分野の計画と整合を図りながら策定する緑に関する分野別計画となります。

■計画の位置づけ



(2) 計画見直しの趣旨

①背景

つくば市では、平成 17 年 3 月に、概ね 20 年を目標年次とした「つくば市緑の基本計画」を策定し、緑のまちづくりを推進してきました。策定から 10 年が経過し、「つくば市未来構想」をはじめとする上位・関連計画が策定・改訂され、つくばエクスプレスの開業やその沿線開発地区における市街地整備の進展など、つくば市の状況も大きく変化しています。さらに、人口減少社会への移行や少子高齢化の進行、環境・エネルギー問題の深刻化、東日本大震災を契機とした安全・安心に対するニーズの高まりなどの社会情勢の変化に的確に対応することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、より一層緑のまちづくりを推進していくために、今回本市における緑の現況を改めて確認するとともに、上位・関連計画との整合を図りながら、中間年次として一部見直しを行いました。

②見直しの考え方

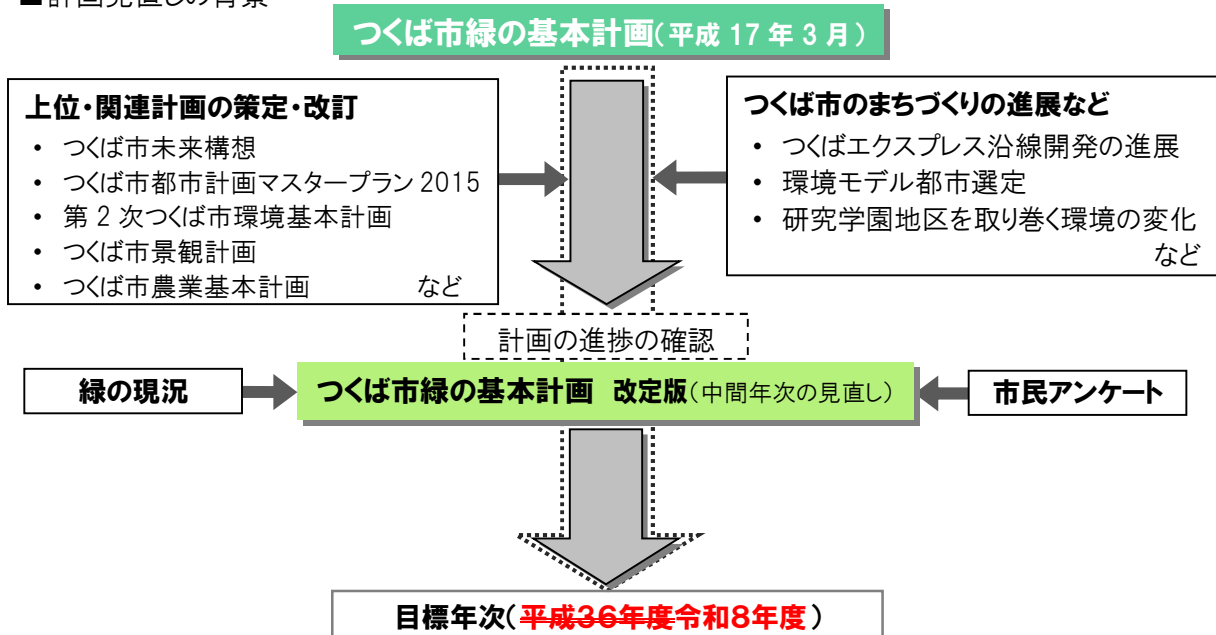
計画の見直しに当たっては、緑の将来像や目標については基本的に継承しつつ、上位・関連計画の内容を踏まえ、つくば市におけるまちづくりの進展などを中心とした状況や、緑の現況を把握し整理するとともに、これまでの計画の推進状況や市民アンケート調査の結果を踏まえ、計画課題を再整理しました。

計画課題に基づき、緑の将来像を実現していくための緑の推進施策の方針について、見直しや拡充を行いました。

(3) 計画の期間

計画の目標年次は、「つくば市未来構想」や「つくば市戦略プラン」との整合を図り、~~平成 36 年度~~令和 8 年度とします。

■計画見直しの背景



緑の基本計画について

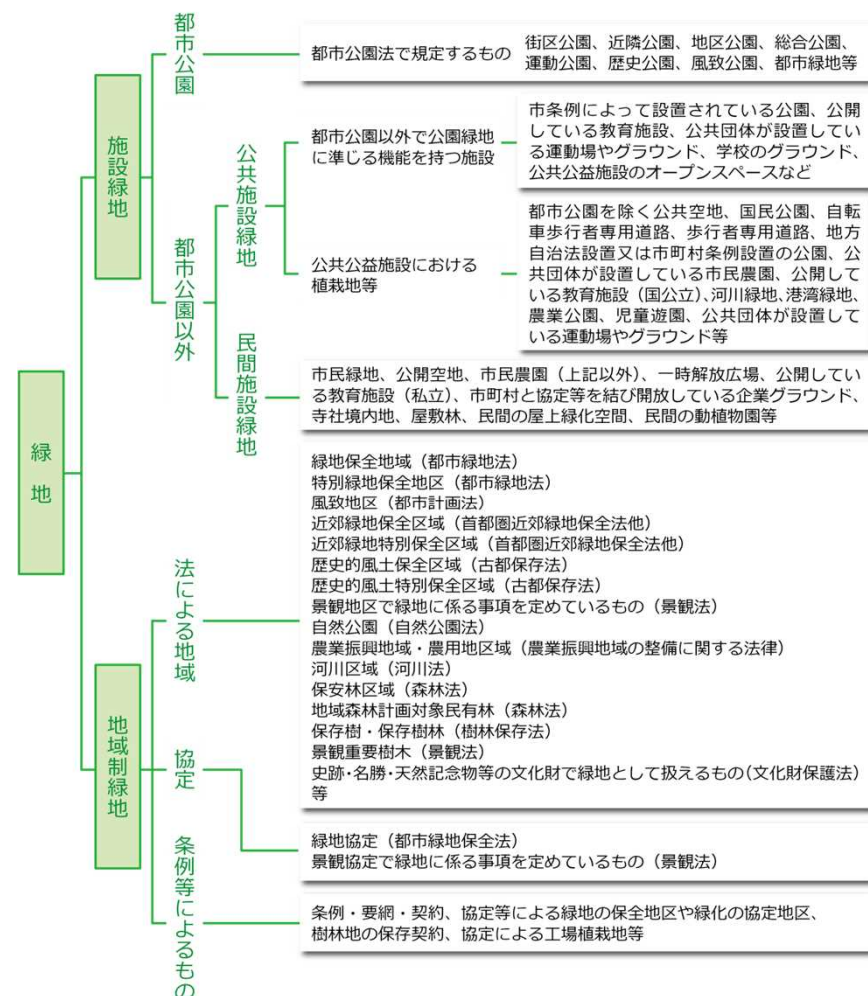
緑の基本計画とは、まちの緑について、その将来あるべき姿を描き、どのように緑を守り、創り、育てるかを具体的な指針として明示するもので、都市緑地法に基づいて定める計画です。

【緑の基本計画の対象】

基本計画が対象としている緑は、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらが隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」である。

（都市緑地法「緑地」の定義）

また、緑の基本計画における公園・緑地等は、法律や条例などにより一般的に下記のように分類されている。



【つくば市緑の基本計画における対象とする緑】

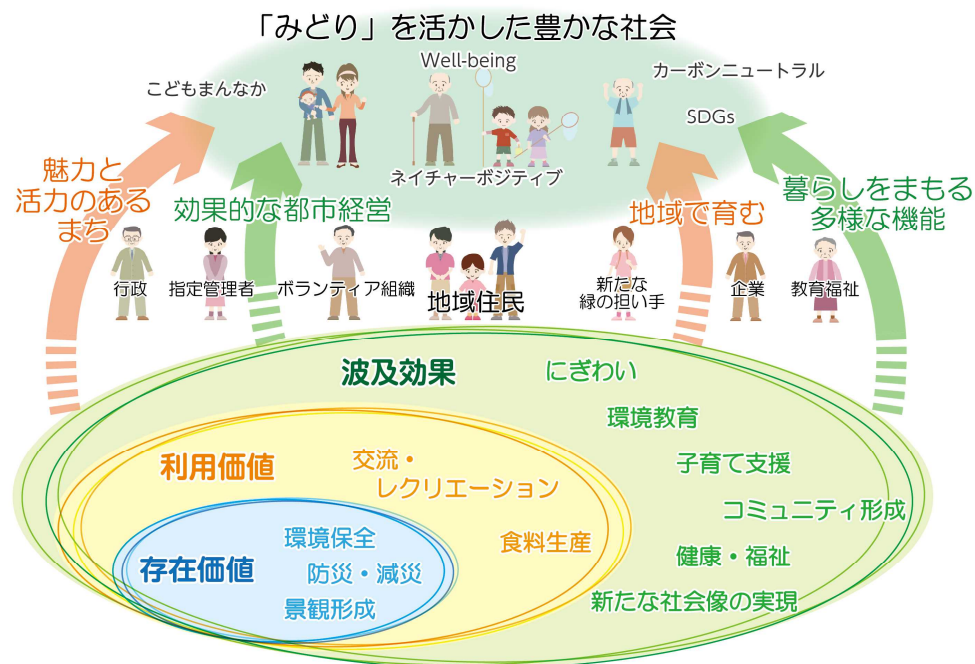
つくば市緑の基本計画における緑は、法律や条例等によって緑地として定義されるものに加え、それ以外の樹木・樹林地、農地、草地、河川、水路、ため池、湿地等全般を対象とする。

種 類	種 別	例
施設緑地	都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地
	公共施設緑地	ペDESTリアンデッキ・幹線道路等の植栽地、公共施設の植栽地、学校等の植栽地 例）筑波実験植物園、筑波ふれあいの里、谷田部多目的広場・野球場 等
	準公共施設緑地	市民緑地 例）葛城ふれあいの森
	民間施設緑地	民間グラウンド、市民農園、商業施設・私立学校等の植栽地、住宅地・研究所・工場等の植栽地、社寺境内地、屋敷林 例）イオンモールつくば、つくば牡丹園、筑波山神社 等
地域性緑地	法によるもの	水郷筑波国定公園、農振農用地（農業振興地域内全域）、保安林区域、市民緑地、河川区域、史跡・天然記念物・ふるさと文化財の森
	協定によるもの	緑地協定、景観協定
	条例等によるもの	大曽根緑地環境保全地域、環境景観協定
その他		上記以外の樹木・樹林地、農地、草地、河川、水路、ため池、湿地 等



「緑」の役割

「緑」は、さまざまな価値や効果があり、市民生活や社会を支えています。



■存在価値

【環境保全】

- 樹木等の植物は、二酸化炭素を吸収し炭素として固定している。また、建築物に木材を利用することで、植物が吸収した炭素を固定しておくことができる。これにより大気の浄化やヒートアイランド現象等の都市気象の緩和に貢献する。
- 都市内の樹林地や河川等の水辺地は、騒音を緩和し、都市環境の改善につながるほか、野生生物の生息地・生育地や移動経路となることから、生物多様性を保全に貢献する。
- 様々な生物の生命維持に不可欠な酸素は、植物等の光合成により生成されている。

【防災・減災】

- 緑は、災害発生時に市民の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等になる。
- 緑は、雨水の流出を抑制し、洪水時などには浸水を軽減することができる。

【景観形成】

- 地域に息づく緑は地域の歴史や文化と深く関わって形成され、つくば市固有の歴史・文化的な景観や地域的美観等を形づくっている。
- 植物は日々成長しており、四季折々の姿に変化することから、彩りあるまちなみを形成する。

■利用価値

【交流・レクリエーション】

- 緑は、散策や運動、遊び、自然観察など様々な余暇活動・レクリエーションの場となるほか、休養・休息の場として日常生活にうおいを提供する。
- 緑によってできた日陰空間は、日差しや暑さを避ける場所になる。
- 緑がある空間は、ゆとりある質の高い空間となるほか、人々を滞留させ、出会いや交流の場となる。

【食料生産】

- 農地は、わが国の食料生産を担っており、積極的に活用することで食料を安定供給することができる。
- 農作物の地産地消を推進することで、学校などにおける食育につながり、緑の価値を認識することにもつながる。

■波及効果

【にぎわい】

- 緑のある空間は、居心地が良く、人々が滞留する場となり、にぎわいを創出することができる。
- 未利用空間を緑によって有効活用することで、まちの魅力向上につながる。また、緑のある空間を柔軟に利活用することで、まちなかの社会実験や観光資源の活性化等、持続可能なまちづくりを推進し、地域への愛着が育まれる。

【環境教育】

- 緑は人々が緑の価値を実感し、体験する場となる。
- 自然とのふれあいや観察・学びを通じて、次代を担う子供たちの感受性やクリエイティブな発想が育まれる。

【子育て支援】

- 家族で楽しめる公園・緑地は、子どもが健やかに、のびのびと育つ場となる。また、家族や地域との交流により、地域ぐるみで子どもを育てることができる。

【コミュニティ形成】

- 人々のコミュニケーションが生まれる緑の空間では、コミュニティが形成され、地域活動の担い手の育成にもつながる。また、地域課題を解決するため、個人・団体の活動において実現したいことを試す場ともなる。

【健康・福祉】

- ゆとりとつながりが生まれる緑のある場所は、人々の身体的・精神的な健康増進を支える。また、障害者や高齢者など配慮を要する方の社会参加の場にもなる。

【新たな社会像の実現】

- 緑の波及効果を都市活動に活かすことで、Well-beingな社会や子どもまんなか社会の実現につながる。
- 持続可能社会やネイチャーポジティブの推進には緑の波及効果の活用が必要不可欠。
- カーボンニュートラルを実現し、気候変動による激甚な自然災害などを軽減・回避するためには、緑の存在価値を正しく認識し、活用していくことが必要。

※ネイチャーポジティブ：

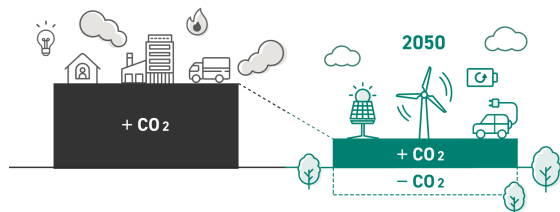
日本語で「自然再興」。これまでは経済活動により環境負荷が生じさせていたところを、逆に、経済活動によって環境をポジティブな状態にしていこうという考え方。

新たな時代ニーズ

現行の計画策定以降、緑の持つ意義と重要性は大きく変化してきています。緑の基本計画の策定に当たって、社会情勢からの新たなニーズを取り込んだ計画としていくことが望まれます。

【カーボンニュートラル】

- カーボンニュートラルとは、二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による「排出量」から、緑等の吸収源による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
- カーボンニュートラルの実現に向けて、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が温室効果ガスの削減や吸収源の拡大に向けて取り組む必要がある。
- 緑の基本計画においては、特に温室効果ガスの吸収源としての緑に着目し、都市の緑化や森林・農地の適正な維持管理等を進め、これらの緑を豊かにすることが必要。



【グリーンインフラ】

- グリーンインフラとは、自然と共生する社会を目指し、自然環境が有する多様な機能を活用して地域の社会課題に対応することを目的とする。
- 激甚化する災害やインフラの老朽化対策、魅力とゆとりある生活環境のニーズへの対応などに、自然が持つ様々な力を生かすことで、単に社会課題の解決だけでなく、持続可能で魅力あるまちづくりが推進できる。



- 緑の基本計画においては、単に緑地を保全し又は緑化を推進するだけでなく、地域課題の解決にも目を向けた取り組みを展開する必要がある。

【ネイチャーポジティブ・生物多様性】

- ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうという考え方。
- 生物多様性とは、生きものたちの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に又は間接的に支えあって生きているという考え方。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
- 緑の基本計画においては、特に緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取組を推進する必要がある。

カーボン
ニュートラル

ネイチャー
ポジティブ・
生物多様性

30by30目標

グリーン
インフラ

SDGs

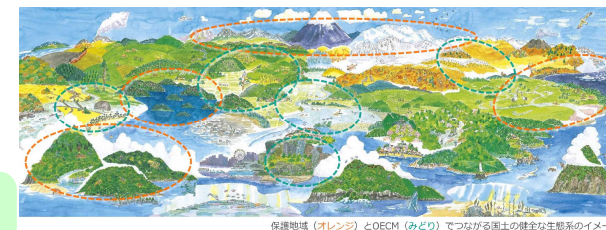
Well-Being

【SDGs】

- SDGs（持続可能な開発目標）とは、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく17の目標と169のターゲットからなる行動計画。
- 17の目標を3層に分類して整理すると、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立つと考えられている。
- 緑の基本計画においては、持続可能な開発のための基盤となる自然の豊かさを守ることを特に重点的に推進する必要があると考えられている。

【30by30目標】

- 30by30目標は生物多様性の損失を食い止め、人と自然の結びつきを取り戻すための目標で、国立公園等保護地域や企業・民有林等の自然共生サイトとして指定することで2030年までに陸と海の30%を保全することを目指す。
- この取り組みを推進することで、自然に根ざした社会課題の解決策（NbS）にも繋がることから、緑地の保全及び緑化の推進に対しても効果が期待できる。



保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

【Well-Being】

- Well-Beingとは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
- 明確に定まった目標や計画ではないため、特定の取り組みなどはないが、近年注目を集めている概念の一つ。
- 緑の基本計画においては、人の幸福度の向上は主目的ではないが、自然が持つ様々な力によって社会問題を解決することで、結果的に人の幸福度を向上させ、緑の価値を実感し、さらなる緑地の保全や緑化の推進の取り組みにつなげていくことが重要であると考えられる。



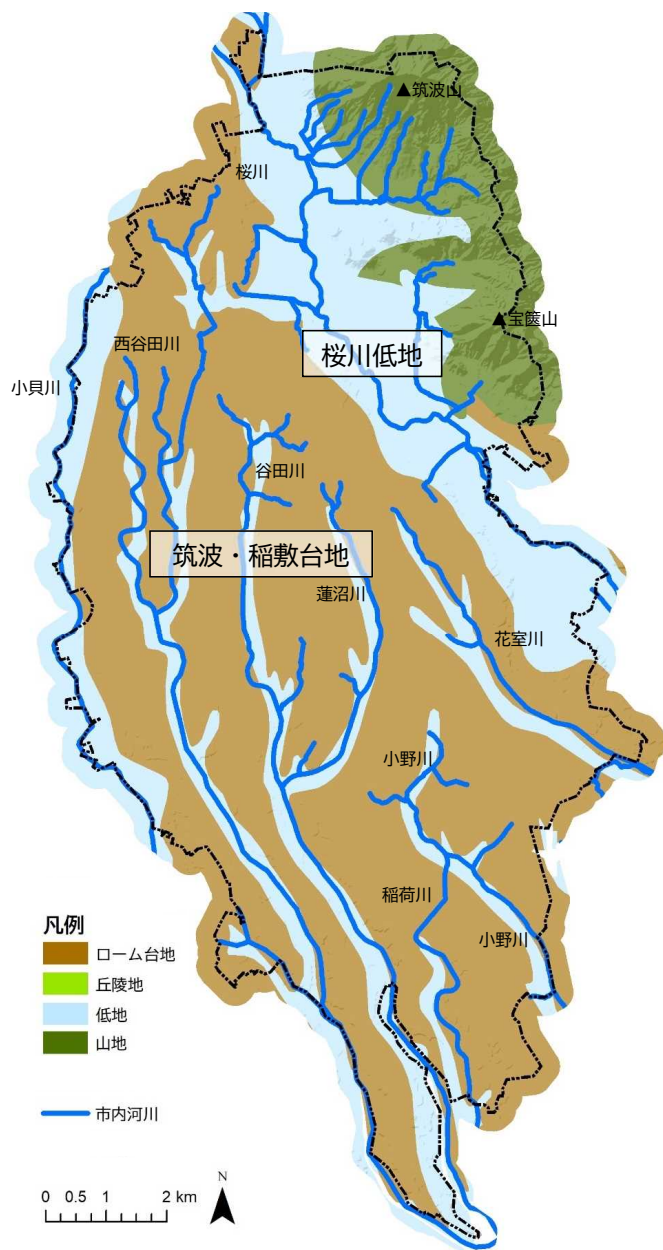


図 地形区分

〔出典〕「20万分の1土地分類基本調査」
国土数値情報

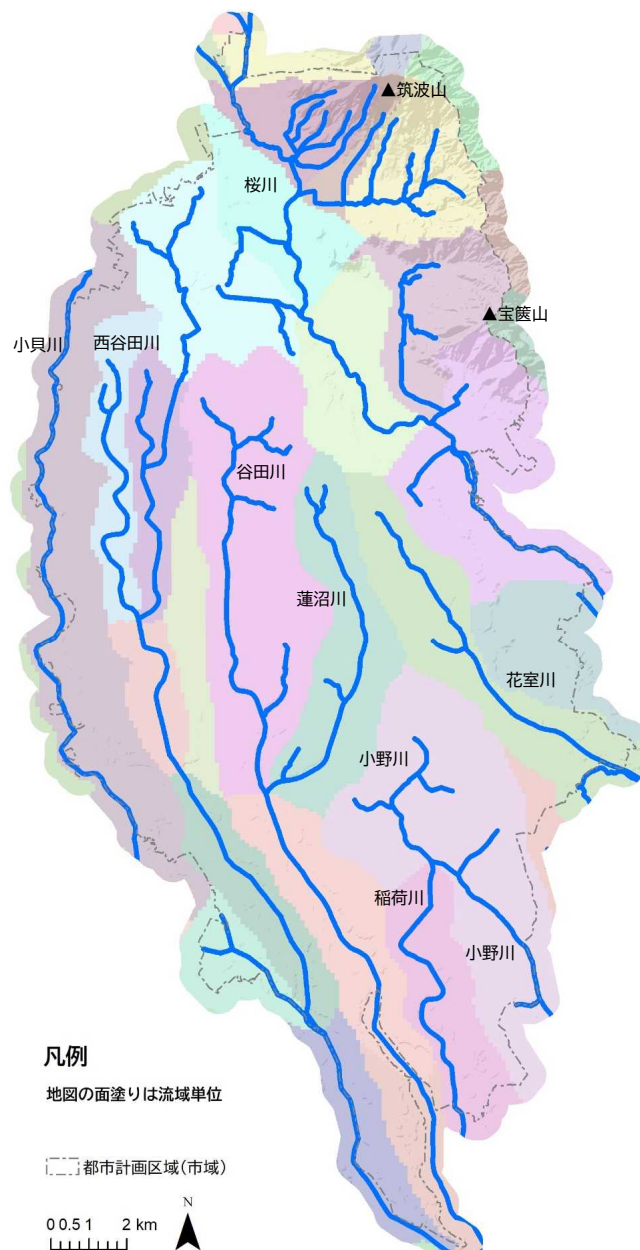


図 水系及び流域

〔出典〕「流域メッシュ」「湖沼」
「河川」国土数値情報

【自然条件】

①気象

- つくば市の令和2年(2020年)の年間の平均気温は15.1℃、最高気温の平均は20.3℃、最低気温の平均は10.3℃となっており、年々、平均気温、最高気温、最低気温ともに上昇傾向にある。
- 令和2年(2020年)の年間総降水量は1,336mmとなっている。降雪は年に2～3回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴となっている。

②地形・地質

- 本市の地形は、ローム台地と山地、低地に大きく分類される。
- ローム台地は標高20～30mの関東ローム層であり、筑波・稲敷台地と呼ばれている。
- 筑波・稲敷台地には、谷田川や西谷田川、小野川、稲荷川、花室川などの河川が流れ、台地を削り、河川沿いに比高の低い微地形が広がる。
- 筑波山周辺は山地となっており、筑波山と筑波・稲敷台地の間には桜川低地が広がり、多くが水田として利用されている。

③水系・流域・湧水

- 筑波山の西側には、沢や小さな河川が多く見られる。
- 筑波・稲敷台地の西側では南北に長い流域が形成されている。
- 筑波山から筑波・稲敷台地に至る地域には、桜川が流れている。
- 筑波・稲敷台地には、谷田川や西谷田川、小野川、稲荷川、花室川などの河川が流れている。
- 市の西部、下妻市、常総市との市境には小貝川が流れている。
- 河川の水は、河川沿いの農地等を潤す貴重な水資源として活用されている。
- 本市は多くの湧水が見られる。これらの湧水は筑波山に降った雨や雪が、筑波山の花崗岩や斑れい岩などの表層地質に浸透し、地下へと蓄えられ、筑波山麓や台地の緩斜面・谷部で湧出したもの。
- 湧水は昔から、暮らしに欠かせないものとして利用されており、「小沢集落の共同井戸」など管理が続けられている湧水があるほか、酒造り活かされるなど、現在でも身近な水資源として親しまれている。

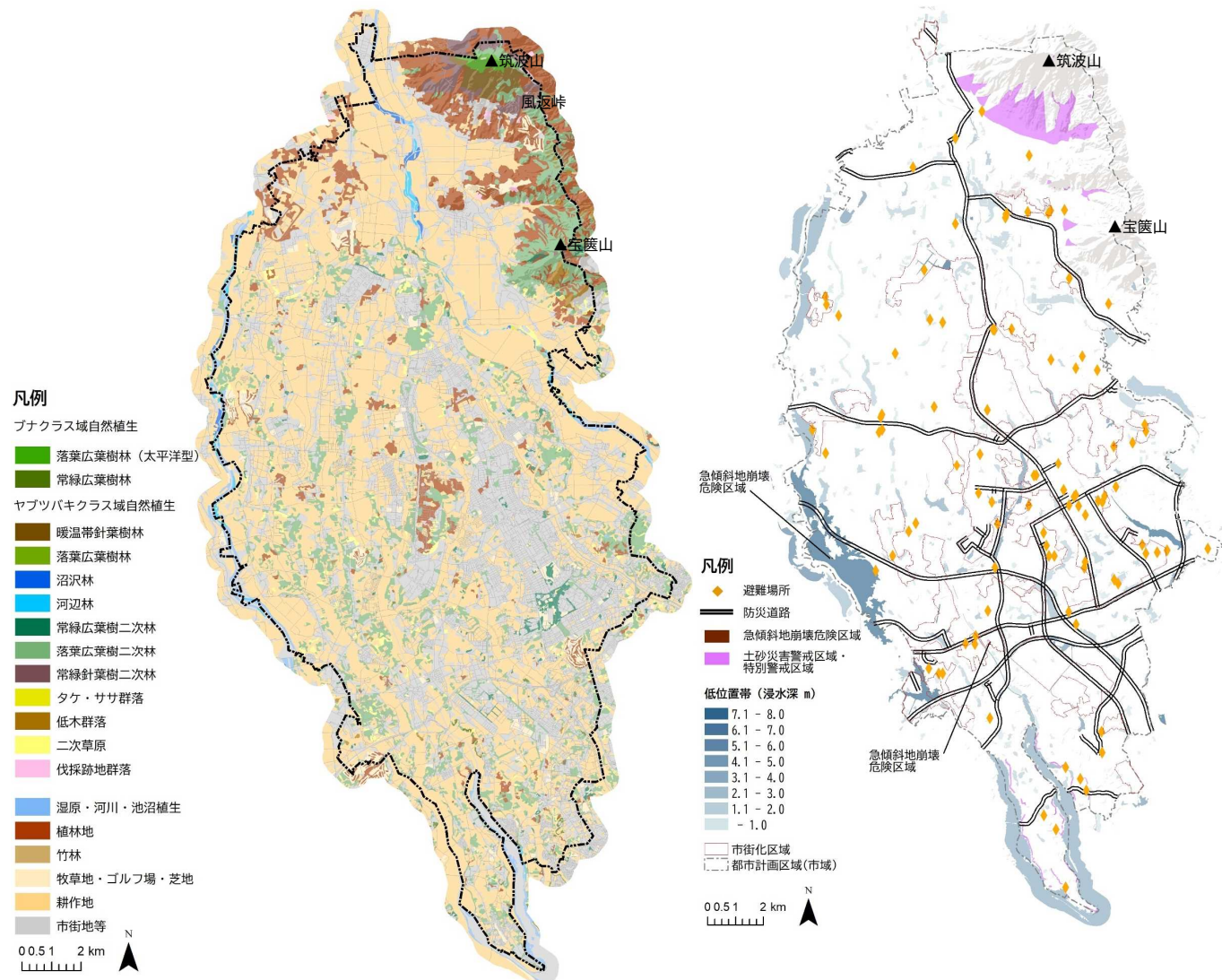


図 現存植生図

[出典] 「20万分の1土地分類基本調査」国土数値情報

図 災害危険及び避難所・防災道路

[出典] 「低位置帯」国土数値情報
「避難場所」「防災道路」「急傾斜地崩壊危険区域」
「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」令和4年度都市
計画基礎調査

【自然条件】

④動植物

- ・筑波山の標高の高い場所では、ブナクラス域の落葉広葉樹林が分布している。
- ・筑波山の中腹からふもとにかけては常緑針葉樹二次林や植林地が広がる。
- ・風返峠から宝篋山にかけては落葉広葉樹二次林や植林地が広がる。
- ・筑波・稲敷台地には落葉広葉樹林二次林や植林地が点在する。
- ・市内にホシザキユキノシタやフクロウ、ツクバハコネサンショウウオなど、様々な貴重動植物が生息している。

⑤災害及び防災

- ・市の西部、小貝川や谷田川、西谷田川の下流域は低位置帯となっており、降雨量の多い時期に浸水する恐れがある地域。
 - 低位置帯：周辺部よりも標高が低く、排水が困難である地帯（低位地帯）を整備したもの。（国土数値情報）
- ・筑波山中腹は土砂災害計画区域・特別警戒区域に指定されている。

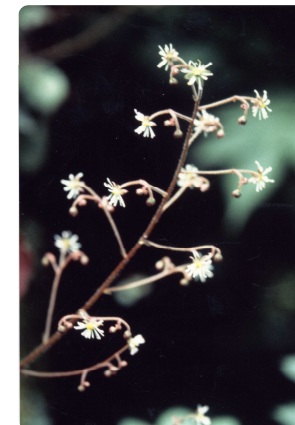


図 ホシザキユキノシタ

[出典] 広報戦略課

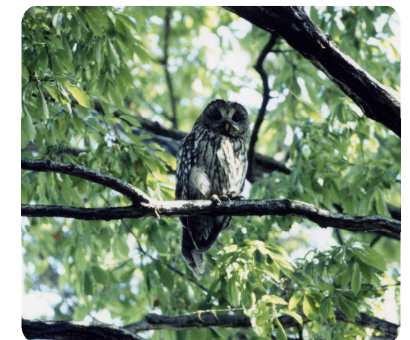


図 フクロウ

[出典] 広報戦略課

【社会的条件】

①農業

- ・ 温かな気候と肥沃な土壌の恵みを受け、米や野菜を中心に果実、花き、芝、畜産物など多様な農産物が生産されている。
- ・ 北部に位置する筑波地区では、米を主とした土地利用型農業が盛ん。
- ・ 西部の豊里・大穂地区は、本市の特産品の一つである芝の生産が盛ん。
- ・ 東部の桜地区、南部の谷田部・茎崎地区では、ねぎなどの露地野菜の生産を中心とした農業が展開されている。
- ・ 新たな特産品化を目指した取組として、国から「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、ワイン用ブドウの生産及びワインの醸造・販売が開始した。
- ・ 耕作放棄地は、年々増加している状況。
- ・ 経営耕地面積は平成7年（1995年）から令和2年（2020年）までの25年間で約4,914ha、農家数は4,058人減少しており、平成7年以降、いずれも減少傾向にある。



図 経営耕地面積と農家数の推移

〔出典〕「統計つくば2021」

②地域資源・観光資源

- ・ 市内には、緑地や巨樹などを伴う歴史的遺構のほか、つくば万博の際に整備された施設など、世代を超えた資源が点在している。
- ・ また、研究施設を多く有する本市では、地質標本館など多くの博物館施設がある。
- ・ つくば市が管理する筑波山山麓の梅林では、毎年梅まつりが開催されるほか、国文化財の平沢官衙遺跡は郷土芸能の披露や市内農産物の販売など地域の資源を活かしたイベントで活用されている。

③制度等による緑地

制度等	名 称	法律・条例等	現 況	現行計画策定時からの増減
国定公園	水郷筑波国定公園	(自然公園法)	1,802.0 ha	—
農用地区域		(農業振興地域の整備に関する法律)	6,590.8 ha	-156.2 ha
保安林区域(民有林のみ)		(森林法)	105.5 ha (16箇所)	28 ha (10箇所)
緑地環境保全地域	大曾根緑地環境保全地域	(茨城県自然環境保全条例)	2.25 ha (1箇所)	—
市民緑地	葛城ふれあいの森(一部) みどりの市民緑地 万博公園西市民緑地 かみかわ浅間市民緑地	(都市緑地法)	0.99 ha (4箇所)	0.27 ha (2箇所)
認定市民緑地	ソシエルみどりのファーム レイス	(都市緑地法)	468㎡ (1箇所)	—
史跡・天然記念物・ふるさと文化財の森		(文化財保護法 茨城県文化財保護条例 つくば市文化財保護条例)	18件	1件
自然共生サイト		環境省の取り組み ※法律・条例は現在なし	5.7ha (3箇所)	—

〔出典〕

国定公園、農用地区域、保安林区域：令和4年度都市計画基礎調査

緑地環境保全地域：茨城県ホームページ「環境保全地域の制度 環境保全地域の指定」

市民緑地：つくば市ホームページ「市民緑地制度」最終閲覧日：令和6年（2024年）1月18日

史跡・天然記念物・ふるさと文化財の森：つくば市ホームページ「文化財の保護」

自然共生サイト：環境省「30by30」自然共生サイト認定サイト一覧

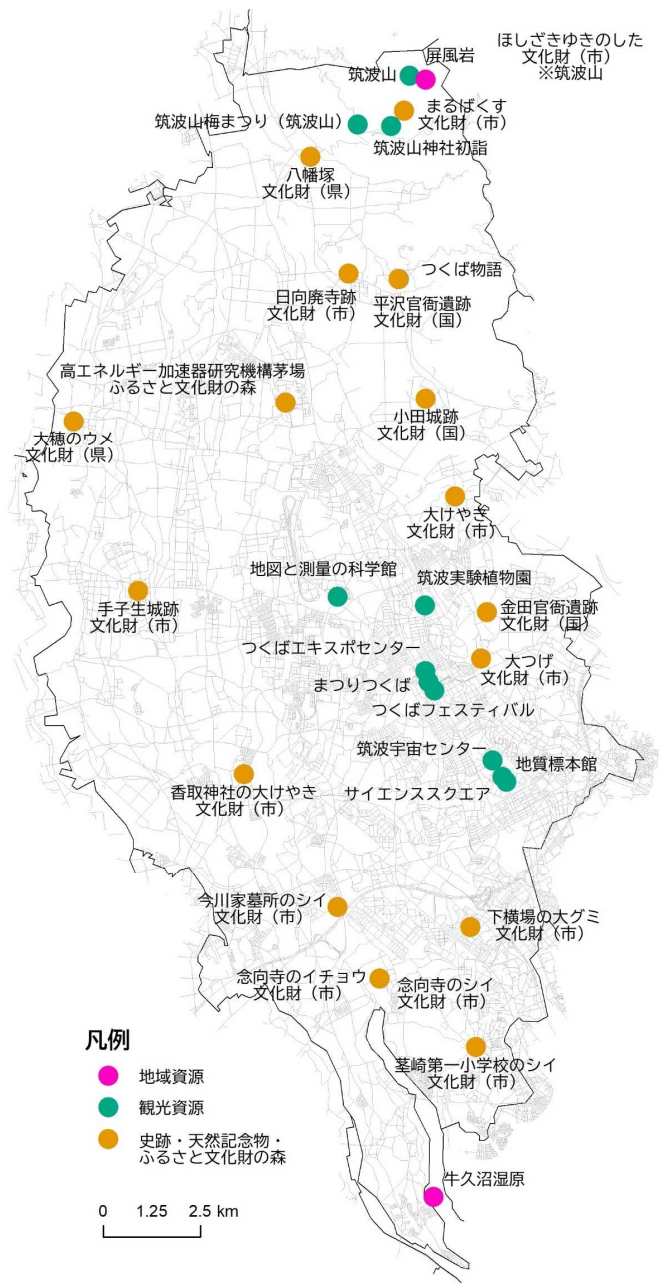


図 市内の地域資源・観光資源・史跡・天然記念物等

〔出典〕「地域資源」「観光資源」国土数値情報